平成15(2003)年度 施設使用料適正化に関する報告書

平成15(2003)年12月10日

施設使用料適正化プロジェクトチーム

はじめに

区は、区民サービスの向上を図るため、各種の公の施設を設置するとともに、施設の利用に際しては、条例で定めた一定の使用料を徴収しています。この使用料は、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考え、利用する人に応分の負担をしていただくという受益者負担の原則に基づき徴収するものです。

施設使用料については、「豊島区行政改革大綱」(昭和60年10月策定)の方針で3年ごとに見直すとされており、現行施設使用料は平成12年10月に改定をおこないましたが、施設コストに見合ったものとはなっていないのが現状です。

したがって、受益者負担の適正化を図り、区民負担の公平を確保するためには、施設使用料を適時適切に見直す必要があります。

そこで本プロジェクトチームは、既に料金改定後3年が経過することから、 平成14年度決算に基づき、施設コストの実態と受益者負担の状況を調査し、 施設使用料の見直しについて検討を行ってきました。

また、平成11年度の「施設使用料適正化に関する報告書」において継続課題とされた減額・免除制度の適正化や区民優遇制度、ルームチャージ制等についてもあわせて検討を行いました。

その結果、本報告のとおり結論を得たので、ここに報告します。

なお、施設の管理運営においては、経費の縮減に努め、より効率的な施設運営を目指すことが受益者負担の原則の大前提です。したがって、各施設の管理者は、コストの削減並びに業務の一層の効率化を徹底する必要があります。

平成15年12月10日

施設使用料適正化プロジェクトチーム

リーダー(政策経営部長) 小 野 温 代

目 次

はじめに

料額見直しの基本的考え方	P 1
1.基本的考え方2.料額見直しの対象施設3.過去の改定経過	
<u>各施設のコストと使用料</u>	P 4
 施設コストと使用料収入の算知 (1)施設コストの範囲 (2)施設コストの算定方法 (3)使用料収入の算定方法 2. 対象施設における施設コストと 	
(1)施設コストと使用料収入の(2)施設の分類 (3)施設グループ別の倍率	
具体的な料額改定	P 1 0
1. 改定する施設と改定率	
2. 改定を行わない施設	
3. 改定後の料額(案)	
料額以外の検討事項	P 1 3
1. 減額・免除制度の適正化(1)減額・免除制度に関する基(2)平成14年度決算における(3)公の施設の減額・免除制度	調査結果

2. 区民優遇制度

3. ルームチャージ制

4. 体育施設における回数券等の割引率の見直し

(4)行政財産の目的外使用施設の減額・免除制度について

2 .	改定料額の適用時期	
3 .	今回改定による施設コストと使用料の関係	
	为在帝国政众抢封理晤 D.1.0	
	<u>次年度以降の検討課題 P19</u>	
1.	算定方法の改善	
2 .	減免制度のさらなる適正化	
3 .	施設の再構築	
4 .	施設予約及び料金徴収のシステム化の検討	
別表	資料 P 2 1	
1	. 平成14年度経費区分と歳出(歳入)決算額調	P23
2	. 平成 1 4 年度施設コストと使用料収入の比較一覧	P26
3	. 公の施設における減額・免除の状況 (14 年度決算 / 減免件数)	P28
4	. 公の施設における減額・免除の状況 (14年度決算/減免換算額)	P29
5	.目的外使用施設における減額・免除の状況(14年度決算/減免件数)	P30
6	.目的外使用施設における減額・免除の状況(14年度決算/減免換算額)	P31
7	. 施設利用に係る利用者範囲の状況	P32
巻末:	資料 P33	
1	. 施設使用料改定(案)	P35
2	. 附帯設備使用料改定(案)	P45
3	. 公の施設における減額・免除一覧(15 年度使用料PT改定案)	P49
4	. 施設使用料適正化プロジェクトチーム 検討経過	P50
5	. 施設使用料適正化プロジェクトチーム 名簿	P51

料額改定等の手順

1. 条例改正の時期

P 1 8

料額見直しの基本的考え方

1.基本的考え方

- (1)公の施設などの利用にあたっては、その受益が原則としてサービスを利用する特定の者のみに及ぶという点を踏まえ、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から料額の見直しを行う。
- (2)施設を経常的に維持管理するための経費を対象経費(以下「施設コスト」 という。)とし、これを受益者負担(使用料収入)により賄うことを原則と する。
- (3)現行料額による使用料収入(減免分は換算して算定)と施設コストの間に乖離が見られる場合には、改定率1.5倍の範囲内で、激変緩和を考慮し改定率を定めることとする。
- (4)適時適切に受益者負担の適正化を進めるため、原則として2年以上改定 していない施設を対象に調査し、3年ごとに見直しを行う。

2.料額見直しの対象施設

現行有料の「公の施設」および「行政財産の目的外使用施設」で表1に示した施設を対象とする。

3.過去の改定経過

料額の改定は、昭和60年10月策定の「豊島区行政改革大綱」により、 原則として3年ごとに見直すという方針のもと実施してきた。

また、平成11年11月に策定された「行財政緊急再建計画」では、施策 見直しの一環として「住民の負担公平の観点等から、施設使用料を改定する」 としている。

さらに平成12年10月策定の「豊島区財政健全化計画」においては、歳入の確保として、「施設管理の経営努力を継続したうえで、施設維持原価と利用者負担との乖離を縮小させるため、平成13年度から無料施設の有料化を実施するとともに、平成15年度には全有料施設の料金を改定する」としている。

過去の改定経過は表2のとおりであり、直近では、平成12年10月1日付で概ね20%増とする改定を実施し、平成13年10月1日付ではそれまで無料であった区民集会室や男女平等推進センターなどの有料化を行った。

表1 見直し対象施設一覧

区分	対象施設	徴収根拠条例					
	・区民センター	・区民センター条例					
	·公会堂	·公会堂条例					
	・南大塚ホール	・南大塚ホール条例					
	・区民集会室・上池袋コミュニティセンター	·区民集会室条例					
	·秀山荘	·秀山荘条例					
	·南池袋斎場(式場·和室)	·南池袋斎場条例					
	・生活産業プラザ	・生活産業プラザ条例					
	·勤労福祉会館	·勤労福祉会館条例					
	・男女平等推進センター	男女平等推進センター条例					
公の施設	・学童クラブ	・学童クラブ条例					
ムのルピス	·目白庭園(赤鳥庵)	·目白庭園条例					
	·自転車駐車場	·自転車等駐車場条例					
	·社会教育会館、青年館	·社会教育施設条例					
	・猪苗代「四季の里」	・猪苗代青少年センター条例					
	·幼稚園	·幼稚園条例					
	・体育館(豊島、巣鴨、雑司が谷)						
	·体育場(総合、西巣鴨)						
	・池袋スポーツセンター	」 ·体育施設条例					
	・三芳グランド						
	· 西池袋温水プ - ル						
	・東部区民事務所の集会室等						
	・西部区民事務所の集会室等						
	・ことぶきの家等の集会室等	 - - - 					
行政財産の	・駒込福祉作業所の会議室	· 区有施設目的外使用要綱					
目的外使用施設	・児童館の集会室等						
	・長崎健康相談所の講堂						
	・区民活動推進課の会議室						
	·学校開放施設	·学校設備使用条例					

表2 施設使用料改定経過

改定年度	改定状況	基本改定率	PT報告 年月日	調査対象 決算年度	備考
S57年度	S57.6.1 改定	38.6%	S57.1.7	S55年度	
S61年度	S61.6.1 改定	23.1%	S61.1.17	S59年度	
(H1年度)	H1.6.1 (見送り)	-	S63.12.14	S62年度	・報告書の中で提案された改定率(5.1%)
(H4年度)	H4.6.1 (見送り)	-	H3.10.7	H2年度	・報告書の中で提案された改定率(8.8%)
H8年度	H8.10.1 改定	13.9%	H8.1.11	H6年度	
(H10年度)	H10.6.1 (見送り)	-	H11.1	H9年度	
H12年度	H12.10.1 改定	20.0%	H11.12.24	H10年度	・報告書の中で提案された改定率(50%) ・算定方式の見直し (改定を見送った施設) ・自転車駐車場・幼稚園
H13年度	(幼稚園) H13.6.1改定 (自転車駐車場) H13.7.1改定	(幼稚園) 20% (自転車駐車場) 25%	H13.1.19	H11年度	(無料施設の有料化/13.10.1適用) ・区民集会室 ・男女平等推進センター ・行政財産の目的外使用施設

各施設のコストと使用料

1.施設コストと使用料収入の算定方法

施設を経常的に維持管理するための経費を対象経費(施設コスト)とし、 これを受益者負担(使用料収入)によって賄うことを原則とする。

(1)施設コストの範囲

施設利用者に負担を求める施設コストの範囲を、維持管理に係る人件費及び消費的支出とする。

維持管理に係る人件費

使用申請の受付や許可書等の交付事務、使用料の徴収事務、各種保守 契約等の契約事務など施設の維持管理に従事している人件費に限定する。 したがって、施設において行われる様々な事業の運営に携わる人件費 分は除外する。

消費的支出(物件費及び補助費等)

その支出の効果が当該年度あるいは短期間限りで終わるものをいい、 具体的には消耗品費・光熱水費及び各種の保守点検等委託経費などの物 件費、火災保険料等の保険料や報償費などの補助費等をいう。

なお、物件費に含まれる土地・建物の賃借料及び敷金については、経常的な経費であるが、資本的支出に類似した性格を有するため除外している。

使用料で賄う施設コストを上記のように定めた場合、次の経費については、税による負担となる。

資本的経費 (土地の購入費・建物の建設費、高額備品購入費) 高額備品とは100万円以上の備品をいう。

建物の維持補修費

物件費に含まれる土地・建物の賃借料及び敷金

(2)施設コストの算定方法

施設コスト = 維持管理に係る人件費 + 消費的支出

維持管理に係る人件費の算定方法

人件費の算定の際には、業務実態を精査し、施設の維持管理に限定した場合の従事人数の割合を求め、これに平均給与額を乗じて人件費を算定する。

複数にわたる施設を管理している場合には、各施設の人件費以外の維持管理経費の割合や利用者数など最も合理的と思われる割合に応じて、 その人件費を按分して算定する。

コミュニティ振興公社に管理委託している施設の人件費については、 同様の視点により公社での業務実態を精査し、人件費を算定する。

また、池袋スポーツセンターについては、維持管理が全て民間委託されており、その経費全てを施設コストに含めることとする。

(常勤職員の場合) 平均給与額(注 1) × 人件費算定人数 (非常勤職員の場合) (報酬額+共済費) × 人件費算定人数

(注1) 人事異動による変動や個々の職員の給与額の多寡による人件費の変動を避けるため、平均給与額を採用する。平均給与額は平成14年度決算における給与・職員手当(退職手当除く)・共済費の合計額を平成14年10月1日現在の現員数で除して算出する。(8,651千円)なお、コミュニティ振興公社分の人件費については、同公社の平均給与額とする。(7,677千円)

消費的支出の算出方法

消費的支出の原価計算にあたり消費税の取扱いについては、従来どおり使用料への消費税の転嫁は行わないこととし、消費税分を控除することとした。

(3)使用料収入の算定方法

施設コストに対比する使用料収入は、実際に収入された施設使用料及び 附帯設備使用料と減免分の収入換算額の合計額とする。

減免対象となった収入額を換算するのは、実際の利用実態を反映させる ことが望ましいと判断したためである。

使用料収入=(施設使用料+附帯設備使用料)+減免分の収入換算額

2.対象施設における施設コストと使用料収入の状況

(1)施設コストと使用料収入の状況

以上の算定方式により、平成 14 年度決算に基づく各施設の施設コストと使用料収入とを調査した結果、別表資料 1 (P23~25)の結果となった。

次に、**別表資料 2 (P26・27)**に示すとおり、上記対象経費のうち物件費(B)に含まれている土地・建物の賃借料(B2)については、経常的な経費であるが、資本的経費に類似した性格を有することからこれを除外(B1)し、さらに消費税分を控除(B1'、C')した。

また、使用料収入()については、実際に収入された施設使用料及び 附帯設備使用料の合計額()と減免対象となった分の収入換算額()を 加えた額とした。

その結果、個別施設における施設コストと使用料収入との乖離は、別表資料2の「コスト2/使用料」欄に示すようになった。

使用料を適正な料額に改定するためには、平均して公の施設で2.55倍、目的外使用施設で3.02倍にする必要があることになる。

右の表3は、別表資料2における施設コスト及び使用料収入の算定基礎に 用いる項目だけを抜き出し、一覧にしたものである。

表3 施設コストと使用料収入の乖離状況

【公の施設】 単位:千円

	体証コフト						
人件費	消費的支出	計	施設使用料 設備使用料	減免分収入 換算額	計	施設コスト/使用料収入	備考
A	B 1 '+C '	F=コスト2				F/	
66,484	215,733	282,217	160,548	38,918	199,466	1.41倍	
10,970	59,769	70,739	65,586	16,054	81,640	0.87倍	
10,857	53,140	63,997	22,298	7,420	29,718	2.15倍	
9,161	37,396	46,557	13,670	1,540	15,210	3.06倍	
22,334	50,032	72,366	44,705	2,974	47,679	1.52倍	
11,432	10,102	21,534	13,079	8,681	21,760	0.99倍	
1,730	5,294	7,024	1,210	2,249	3,459	2.03倍	
142,330	200,613	342,943	50,101	28,991	79,092	4.34倍	
88,966	95,700	184,666	30,795	25,350	56,145	3.29倍	
53,364	104,913	158,277	19,306	3,641	22,947	6.90倍	
7,177	7,457	14,634	3,528	251	3,779	3.87倍	
11,315	14,665	25,980	17,499	0	17,499	1.48倍	
22,161	224,257	246,418	72,594	19,661	92,255	2.67倍	
10,381	119,929	130,310	34,514	7,351	41,865	3.11倍	
11,780	104,328	116,108	38,080	12,310	50,390	2.30倍	
95,744	370,093	465,837	198,089	59,131	257,220	1.81倍	
19,429	31,994	51,423	11,743	6,336	18,079	2.84倍	
9,080	47,566	56,646	27,592	4,046	31,638	1.79倍	
18,946	53,402	72,348	24,059	2,803	26,862	2.69倍	
21,050	24,459	45,509	16,413	4,581	20,994	2.17倍	
13,553	30,195	43,748	8,855	738	9,593	4.56倍	
8,084	55,170	63,254	22,126	9,367	31,493	2.01倍	
5,602	3,643	9,245	3,857	99	3,956	2.34倍	
0	123,664	123,664	83,444	31,161	114,605	1.08倍	
17,302	160,739	178,041	168,376	196	168,572	1.06倍	
450,657	71,923	522,580	27,962	7,862	35,824	14.59倍	
108,002	13,294	121,296	9,618	648	10,266	11.82倍	
921,172	1,278,774	2,199,946	708,315	155,658	863,973	2.55倍	
	A 66,484 10,970 10,857 9,161 22,334 11,432 1,730 142,330 88,966 53,364 7,177 11,315 22,161 10,381 11,780 95,744 19,429 9,080 18,946 21,050 13,553 8,084 5,602 0 17,302 450,657 108,002	A B 1 '+C ' 66,484 215,733 10,970 59,769 10,857 53,140 9,161 37,396 22,334 50,032 11,432 10,102 1,730 5,294 142,330 200,613 88,966 95,700 53,364 104,913 7,177 7,457 11,315 14,665 22,161 224,257 10,381 119,929 11,780 104,328 95,744 370,093 19,429 31,994 9,080 47,566 18,946 53,402 21,050 24,459 13,553 30,195 8,084 55,170 5,602 3,643 0 123,664 17,302 160,739 450,657 71,923 108,002 13,294	人件費 消費的支出 計 A B1'+C' F=コスト2 66,484 215,733 282,217 10,970 59,769 70,739 10,857 53,140 63,997 9,161 37,396 46,557 22,334 50,032 72,366 11,432 10,102 21,534 1,730 5,294 7,024 142,330 200,613 342,943 88,966 95,700 184,666 53,364 104,913 158,277 7,177 7,457 14,634 11,315 14,665 25,980 22,161 224,257 246,418 10,381 119,929 130,310 11,780 104,328 116,108 95,744 370,093 465,837 19,429 31,994 51,423 9,080 47,566 56,646 18,946 53,402 72,348 21,050 24,459 45,509 13,553	人件費 消費的支出 計 施設使用料 設備使用料	人件費 消費的支出 計 施設使用料 設第額	大件費 消費的支出 計 施設使用料 設備使用料	大件費 消費的支出 計 施設使用料 減免分収入 換算額

【**目的外使用施設**】 単位:千円

		施設コスト			使用料収入	- 12.113	乖離状況	
	人件費	消費的支出	計	施設使用料 設備使用料	減免分収入 換算額	計	施設コスト/ 使用料収入	備考
別表資料2における項目名	А	B 1 '+C '	F=コスト2				F/	
開放施設としての集会室	34,406	28,944	63,350	6,909	2,070	8,979	7.06倍	
東部区民事務所の集会室等	2,163	5,806	7,969	2,507	60	2,567	3.10倍	
西部区民事務所の集会室等	9,192	3,735	12,927	1,212	1,591	2,803	4.61倍	
高齢者福祉センターの集会室	1,855	1,023	2,878	113	60	173	16.64倍	
ことぶきの家の集会室等	17,025	8,297	25,322	1,681	143	1,824	13.88倍	
駒込福祉作業所の会議室	259	1,157	1,416	404	26	430	3.29倍	
児童館の集会室等	2,592	5,102	7,694	729	164	893	8.62倍	
長崎健康相談所の講堂	620	450	1,070	162	7	169	6.33倍	
区民活動推進課会議室	700	3,374	4,074	101	19	120	33.95倍	
学校開放施設	6,633	50,178	56,811	7,492	23,367	30,859	1.84倍	-
計	41,039	79,122	120,161	14,401	25,437	39,838	3.02倍	

注:公の施設及び目的外使用施設における「減免分収入換算額」の値は、別表資料4の「減免額」と四捨五入の関係で一致していない個所があります。

なお、公の施設における税投入の状況は、**表4**のとおりとなっておりの施設全体で見ると施設コストの60.7%が税負担となっている。

表4 公の施設における税投入の状況

単位:千円

						半位 丁门
		施設コスト	使用料収入	施設コストに占める 使用料収入の割合	税投入額	施設コストに占め る税投入の割合
		А	В	B / A (%)	C=(A-B)	C / A(%)
【公の施設】 全体		2,199,946	863,973	39.3%	1,335,973	60.7%
	広域的集会施設	282,217	199,466	70.7%	82,751	29.3%
	地域的集会施設	342,943	79,092	23.1%	263,851	76.9%
グ	目白庭園(赤鳥庵)	14,634	3,779	25.8%	10,855	74.2%
ル	南池袋斎場(式場·和室)	25,980	17,499	67.4%	8,481	32.6%
	宿泊施設	246,418	92,255	37.4%	154,163	62.6%
プ	体育施設	465,837	257,220	55.2%	208,617	44.8%
名	自転車駐車場	178,041	168,572	94.7%	9,469	5.3%
	学童クラブ	522,580	35,824	6.9%	486,756	93.1%
	幼稚園	121,296	10,266	8.5%	111,030	91.5%

(2)施設の分類

表3からもわかるように施設コストと使用料収入との乖離の状況は、個々の施設によって大きく相違している。

そのため、具体的な料額を設定するにあたっては、統一的な考え方に立脚している。それは個々の施設を独立採算的にとらえて異なる改定率を設けるのではなく、施設の目的や機能によって類似施設をグループ化し、グループ内の施設コストを平準化した上で、統一した改定率を設定するというものである。

よって、次の区分により施設を分類することとする。

公の施設

広域的集会施設

区内全域あるいは区外居住者の利用を対象としている施設 (区民センター、公会堂、南大塚ホール、勤労福祉会館、生活産業プラザ、 男女平等推進センター)

地域的集会施設

周辺地域の区民利用を想定し、主に貸室的な役割を果たしている施設 (社会教育会館、青年館、区民集会室、上池袋コミュニティセンター)

その他の集会施設で個別に取り扱う施設

(目白庭園、南池袋斎場)

宿泊施設 (秀山荘、猪苗代「四季の里」)

体育施設

(豊島体育館、巣鴨体育館、雑司が谷体育館、総合体育場、三芳グランド 西池袋温水プール、西巣鴨体育場、池袋スポーツセンター)

その他個別に取り扱う施設

(自転車駐車場、学童クラブ、幼稚園)

目的外使用施設

開放施設としての集会施設

学校開放施設

(3)施設グループ別の倍率

表3より、グループ毎の施設コストと使用料収入の乖離状況は、次のとおりである。

1 . 4 1倍
4 . 3 4 倍
3 . 8 7 倍
1 . 4 8 倍
2 . 6 7 倍
1 . 8 1 倍
1 . 0 6 倍
1 4 . 5 9 倍
1 1 . 8 2 倍
7.06倍
1 . 8 4 倍

具体的な料額改定

1. 改定する施設と改定率

基本的な考え方(3)で示したとおり、施設コストと使用料収入との間に 乖離がある場合には、1.5倍の範囲内で改定するとしている。

本プロジェクトチームでは、激変緩和(利用者の急激な負担増に配慮する)の観点から、改定率を1.2倍とすることとした。

グループ別に倍率を見た場合、一番低い自転車駐車場が1.06倍、次が 広域的集会施設の1.41倍という状況となっている。自転車駐車場を除く 他のグループはいずれも1.2倍を超えている状況となっている。

したがって、住民間の負担の公平を確保し、受益者負担の適正化を図る観点から、表5の「今回改定率」欄に記載されているとおり施設使用料及び附帯設備使用料を改定する必要がある。

2. 改定を行わない施設

(1)宿泊施設(秀山荘・四季の里)

宿泊施設については、今後のあり方やその運営形態について、現在検討中である。

よって、その方針が決定されるまでは、現行料金を維持することとし、 今回は改定を見送ることとした。

(2)自転車駐車場

自転車駐車場については、施設コストと使用料収入との乖離が1.06 倍であり、この範囲で改定することも可能である。

しかし、乖離の状況はわずかであり、また料金の改定が利用率の低下を招き、そのことが放置自転車の増加につながるとの懸念もあり、現行料金に据え置くこととした。

(3)学童クラブ及び幼稚園

学童クラブ及び幼稚園は、他の集会施設などと同様に公の施設に位置づけられるものであるが、その目的・機能においては大きく異なっている。

したがって、貸室的な機能を主とする集会施設などと同様の考え方で料金を改定することについて検討の余地があるので、今回は見送ることとした。

表5 使用料額の改定率について

【公の施設】

施設の分類	施設内訳	個別倍率	グループ倍率	今回改定率
広域的集会施設	区民センター	0.87倍		
	公会堂	2.15倍		
	南大塚ホール	3.06倍	1 . 4 1倍	1.2倍
	勤労福祉会館	1.52倍	1.4110	1.210
	生活産業プラザ	0.99倍		
	男女平等推進センター	2.03倍		
地域的集会施設	社会教育会館	3.29倍	4.34倍	1 7/立
	区民集会室・上池コミュニティセンター	6.90倍	4.341亩	1.2倍
目白庭園·赤鳥庵(和室)	3.87倍	3.87倍	1.2倍
南池袋斎場(式場·	和室)	1.48倍	1.48倍	1.2倍
宿泊施設	秀山荘	3.11倍	2.67倍	(見送り)
	猪苗代・四季の里	2.30倍	2.0/16	(兄区り)
体育施設	豊島体育館	2.84倍		
	巣鴨体育館	1.79倍		
	雑司が谷体育館	2.69倍		
	総合体育場	2.17倍	1.81倍	1.2倍
	三芳グランド	4.56倍	1.011	1.210
	西池袋温水プール	2.01倍		
	西巣鴨体育場	2.34倍		
	池袋スポーツセンター	1.08倍		
自転車駐車場		1.06倍	1.06倍	据え置き
学童クラブ		14.59倍	14.59倍	(見送り)
幼稚園		11.82倍	11.82倍	(見送り)
	全 体	2.55倍	2.55倍	

(注)改定施設に附帯する設備の使用料についても、原則として1.2倍の改定を実施する。

【目的外使用施設】

施設の分類	施設内訳	個別倍率	グループ倍率	今回改定率
開放施設としての集会施設	東部区民事務所·集会室等	3.10倍		
	西部区民事務所·集会室等	4.61倍		
	高齢者福祉センター・集会室等	16.64倍		
	ことぶきの家・集会室等	13.88倍		
	駒込福祉作業所·会議室	3.29倍	7.06倍	(見送り)
	児童館·集会室等	8.62倍		
	長崎健康相談所·講堂	6.33倍		
	区民活動推進課·会議室	33.95倍		
学校開放施設	小・中学校の開放施設	1.84倍	1.84倍	(見送り)
	全 体	3.02倍	3.02倍	

(4)目的外使用施設

目的外使用施設については、本来の施設の設置目的に支障のない範囲において開放しているものであり、この点で公の施設と異なっている。

目的外使用施設における受益者負担のあり方やコストの算定方法について、さらに検討が必要と判断し、今回は改定を見送ることとした。

3. 改定後の料額(案)

今回見直しの対象となっている施設のうち、上記2以外の施設については、 原則として1.2倍の料額改定を行うこととした。

現行使用料を改定した場合の個別施設ごとの料額案は、**巻末資料 1・2 (P35** ~ 48)のとおりである。

料額以外の検討事項

1.減額・免除制度の適正化

(1)減額・免除制度に関する基本的考え方

使用料は、施設を利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から徴収されるものであり、利用者であれば一定の使用料を支払うのが原則であるが、政策的な視点から、例外的に減額・免除の規定が設けられている。

したがって、減額・免除制度を適用することにより、利用者が固定されて しまうことや、本来的な負担の公平性が損なわれることのないよう留意しつ つ、受益者負担の原則を徹底するため、その合理的な運用を図る必要がある。

また、同様の趣旨から、減額・免除の規定は利用対象者や施設によって異なることなく、可能な限り統一化を図る必要がある。

(2) 平成14年度決算における調査結果

全施設の平成 1 4 年度決算における減額・免除の適用件数は 149,074 件(総利用件数の 24.6%)であり、減額・免除の収入換算額は 181,101 千円(算定対象収入額の 20.0%)である。

施設によっては、利用者の総数に占める減額・免除適用者の割合が高く、 費用負担の公平性の点で問題があると思われる施設もある。

減額・免除の個々の状況は、次のとおりである。

公の施設について

減額・免除の適用件数については**別表資料 3** (P28)、減額・免除の収入 換算額については**別表資料 4** (P29)のような状況である。

施設利用件数に占める減額・免除適用件数割合の高い施設を挙げると、

- ・男女平等推進センター (97.3%)
- ・社会教育会館、青年館(81.0%)

となっている。

また、割合ではなく適用件数では、体育施設の 100,855 件が最も多く、 公の施設の減額・免除適用総件数の約 70%を占めている。

算定対象収入額に占める減額・免除収入換算額についても件数と同様、

- ・男女平等推進センター(65.0%)
- ・社会教育会館、青年館(45.1%)

が高い割合である。

また、割合ではなく金額では、体育施設の 59,134 千円が最も高い減額・ 免除収入換算額であり、そのうち 6 5 歳以上の高齢者に対する免除分が 大半を占めている。

行政財産の目的外使用施設について

減額・免除の適用件数については**別表資料 5** (P30)、減額・免除の収入 換算額については**別表資料 6** (P31)のような状況である。

施設利用件数に占める減額・免除適用件数割合の高い施設を挙げると、

- ・学校施設(97.8%)
- ・西部区民事務所(77.0%)

となっている。

算定対象収入額に占める減額・免除収入換算額についても件数と同様、

- ・学校施設(75.7%)
- ・西部区民事務所(56.8%)

が高い割合である。

特に学校施設においては、減額・免除収入換算額が23,368千円であり、 目的外使用施設全体の換算額の約92%を占めている。

また、学校施設及び西部区民事務所には、他の施設では例のない 75% の減額規定が設定されている。

(3)公の施設の減額・免除制度について

(1)の「減額・免除制度に関する基本的考え方」で示したとおり、一定の政策的視点から減額・免除制度は必要であるが、受益者負担の適正化及び区民間の負担の公平性という観点から、合理的で整合性のとれたものにしなければならない。

よって、公の施設の減額・免除制度については、次のとおり改定を行うこととする。

なお、改定後の減額・免除の規定は、**巻末資料3**(P49)に示すとおりである。

各施設における団体利用者の減額規定の割合について

現行の規定における、各施設の団体利用者(区、区教育委員会、区立学校、区設立の財団法人を除く。)に対する減額割合は、25%または50%となっている。

また、個人利用と比較して、団体の場合、一人あたりの負担は低い。 よって、上記の団体利用者に対する 50%の減額割合を改定し、25%に 統一する。

青年館の登録団体に対する免除規定について

の改定に伴い、青年館の登録団体が青年館を利用する際の規定についても、現行の免除から、25%の減額に改定する。

体育施設の個人利用分の免除規定について

現行の規定では、65歳以上で区内に住所を有する者であれば使用料 を免除することになっている。

年齢要件のみで使用料を免除するという規定は、他の施設では例がなく、費用負担の公平性の点から、65歳以上で区内に住所を有する者が個人で体育施設を利用する際の規定を、現行の免除から50%の減額に改定する。

改定した場合、料額は200円~300円となるが、当面の間、経過措置として一律200円とする。

(4)行政財産の目的外使用施設の減額・免除制度について

行政財産の目的外使用施設については、受益者負担のあり方やコストの算定方法に更なる検討が必要との判断から、料額の改定が見送られたことに伴い、減額・免除制度についても、今回は改定を見送ることとする。

2.区民優遇制度

今回、各施設の利用者範囲の調査を実施した結果は、**別表資料 7 (P32)**のとおりとなっている。

利用者の範囲を区民に限定していない施設(区民センター、公会堂、 南大塚ホール、勤労福祉会館、目白庭園(赤鳥庵))について、料金格差を設 けることについて検討を行ったが、現状では施設利用の際に区民と区民以外 を区別することが困難であることやもともと区民以外の者の利用を見込んだ 施設であることから、料金格差は設けないこととする。

3. ルームチャージ制

「秀山荘」、「猪苗代青少年センター(四季の里)」の宿泊施設へのルームチャージ制については、他区の状況などを参考に検討した結果、たとえ導入しても利用者の増加は見込めないことなどから、採用しないこととする。

4.体育施設における回数券等の割引率の見直し

現在、体育施設で利用されている回数券及びプリペイドカードの割引率は20%となっている。つまり、1回の料金が300円とすると、10枚綴りの回数券3,000円分を2,400円で購入できるというものである。他区の状況を見ると、9%の割引が11区と一番多く、17%が7区、20%は豊島区を含め2区、33%が1区、種類により異なる割引率(9~17%)をとっているのが1区、割引なしが1区という状況で、本区の割引率は他区に比べて高い水準にあるといえる。

また、鉄道やバスでは、回数券の割引率は、11枚分を10枚分の額で購入できるのが通常であり、割引率9%である。プリペイドカードについては、割引のないものがほとんどである。

(参考) イオカードやパスネットは割引なし。

ハイウェイカードは 16 年 3 月 1 日以後、 5 万円券及び 3 万円券が 廃止され、 1 万円以下の券種の割引はなくなる。

千円のテレフォンカードは割引率 4 . 8 %、五百円は割引なし。 (1,050 円分を 1,000 円で購入できる。)

以上のような状況から本区の割引率20%について検討した結果、他区などに比べ高くなっており、負担の公平を図る観点から、回数券及びプリペイドカードの割引率を10%程度に引き下げることとする。

【10%と9%の違いについて】

- ・回数券 9枚の料金で、10枚分購入できる 割引率10%
- ・回数券 10 枚の料金で、11 枚分購入できる 割引率 9 %

(参考)自転車駐車場の当日利用における回数券の割引率は、9%である。 100円券11枚綴りを1000円で発行

料額改定等の手順

1.条例改正の時期

前回の改定時期から相当の期間が経過しており、使用料を早急に見直す必要がある。

そのため、改正条例案を平成16年第1回定例会へ提案し、改定される新たな料額に基づく使用料収入を、平成16年度予算に反映させることとする。

2. 改定料額の適用時期

区民への周知期間及び事務準備期間を勘案して、改定料額の適用時期は、平成16年10月1日とすることが適当である。

3. 今回改定による施設コストと使用料の関係

今回、現行料額を1.2倍に改定した場合、施設コストと使用料収入の割合は次のようになる。

公の施設

広域的集会施設1.18倍地域的集会施設3.61倍その他の集会施設3.23倍自白庭園(赤鳥庵)3.23倍南池袋斎場(式場・和室)1.24倍体育施設1.51倍

次年度以降の検討課題

1.算定方法の改善

(1)学童クラブ及び幼稚園について

学童クラブ及び幼稚園は、他の集会施設などと同様に公の施設に位置づけられるものであるが、その目的・機能においては大きく異なっている。

したがって、学童クラブ及び幼稚園の使用料については、算定方法を今後 新たに検討する必要がある。

(2)目的外使用施設について

目的外使用施設は、公の施設と異なり、設置目的に支障のない範囲で施設を開放している。

したがって、目的外使用施設における受益者負担のあり方やコストの算定 方法について、今後さらに検討する必要がある。

2. 減免制度のさらなる適正化

減額・免除制度については今回改定を行うが、公の施設における各種団体に対する減額規定や、目的外使用施設における減免制度など、一部で課題を残したままとなっている。

受益者負担の適正化及び区民間の負担の公平性という観点から、さらに検討 を重ね、合理的で整合性のとれた制度とする必要がある。

3.施設の再構築

施設の今後のあり方や、その運営形態の見直しは重要な課題であり、この度 豊島区行財政改革推進本部から「公共施設の再構築・区有財産の活用本部案」 が示されたところである。

使用料についても、施設の再構築の状況に応じて、料額そのものやコストとの関係等について、今後あらためて見直す必要がある。

4.施設予約及び料金徴収のシステム化の検討

パソコン、インターネット等の普及に伴い、様々な業務のオンライン化が可能となってきている。

区民の利便性の向上及び事務の効率化を図るためにも、施設の予約業務や料金徴収業務のオンラインによるシステム化を検討していく必要がある。

別表資料

資料1	平成14年度経費区分と歳出(歳入)決算額調	P 23
資料 2	平成14年度施設コストと使用料収入の比較一覧	P26
資料3	公の施設における減額・免除の状況(14 年度決算/減免件数)	P 28
資料 4	公の施設における減額・免除の状況(14年度決算/減免換算額)	P 29
資料 5	目的外使用施設における減額・免除の状況(14年度決算/減免件数)	P 30
資料 6	目的外使用施設における減額・免除の状況(14年度決算/減免換算額)	P 31
資料7	施設利用に係る利用者範囲の状況	P32

平成14年度 経費区分と歳出決算額調(公の施設)

	区民セング	ター	4	南大塚		勤福会館	目白	南池袋		猪苗代		体育館		池袋	総合	三芳	西池袋	自転車		学童	生活産業		社会教育						
(単位:千円		有料施設組 替後(54.1%)	公会堂	ホール		有料施設組 替後(66.4%)		斎 場	秀山荘	四季の里	豊島	巣鴨	雑司が谷 (37.8%)	スポーツ センター		グランド	温水 プール	駐車場	幼稚園	クラブ			会館· 青年館	駒込	巣鴨	南大塚	雑司が谷 (13.6%)	千早	青年館
算定職員数(常勤/非常	力 1.2/3.7		0.7/1.8	0.9/0.7	2.2/5.7		0.1/2.0	0.5/2.0	1.2/0	1.0/1.0	1.0/4.0	0.8/1.0	2.2/0.7	-	1.9/2.2	1.0/2.0	0.9/0.4	2.0/0	12.0/5.0	51.0/3.0		記は維	7.8/9.9	1.2/1.5	1.8/1.5	0.6/1.0	1.2/1.5	1.6/2.4	1.4/2.0
職員(常勤/非)	0.2/0		0.2/0	0.2/0	-		0.1/2.0	0.5/2.0	1.2/0	1.0/1.0	-	-	-	-	-	-	-	2.0/0	12.0/5.0	51.0/3.0		寺管理に限 とした人件 ←	-	-	-	-	-	-	
ぶ公社(常勤/非)	1.0/3.7		0.5/1.8	0.7/0.7	2.2/5.7		-	-	-	-	1.0/4.0	0.8/1.0	2.2/0.7	-	1.9/2.2	1.0/2.0	0.9/0.4	-	-	-	- <u></u>	ŧ	7.8/9.9	1.2/1.5	1.8/1.5	0.6/1.0	1.2/1.5	1.6/2.4	1.4/2.0
人件費算定職員数	4.90	2.65	2.50	1.60	7.90	5.25	2.10	2.50	1.20	2.00	5.00	1.80	2.90	0.00	4.10	3.00	1.30	2.00	12.00	51.00	1.30	1.30	17.70	2.70	3.30	1.60	2.70	4.00	3.40
人件費計 A	20,278	10,970	10,857	9,161	33,636	22,334	7,177	11,315	10,381	11,780	19,429	9,080	18,946	0	21,050	13,553	8,084	17,302	108,002	450,657	11,432	11,432	88,966	13,619	18,226	7,544	13,619	19,334	16,624
非常勤職員	10,871	5,881	5,288	2,057	16,747	11,120	6,312	6,989		3,129	11,752	2,938	2,057	0	6,464	5,876	1,175	0	4,190	9,456	185	185	29,086	4,407	4,407	2,938	4,407	7,051	5,876
常勤職員	9,407	5,089	5,569	7,104	16,889	11,214	865	4,326	10,381	8,651	7,677	6,142	16,889	0	14,586	7,677	6,909	17,302	103,812	441,201	11,247	11,247	59,880	9,212	13,819	4,606	9,212	12,283	10,748
物件費計 B	115,993	62,752	55,793	41,286	77,385	51,385	7,714	15,322	128,199	109,537	33,239	49,544	55,830	128,645	24,956	31,475	57,682	350,266	13,829	78,676	60,443	10,578	102,240	17,398	11,565	22,247	23,468	17,490	10,072
賃金	0	0		431	0	0	0	0		0	1,489	4,106	4,067	0	2,930	0		0	3,143	44,244	2,450	429	25,872	4,479	3,692	4,795	3,882	3,740	5,284
旅費	0	0		0	0	0	0	0	149	333	4	9	16	0	0	70		0	0	66		0	89	4	9	22	40	14	0
需用費	0	0	5,752	6,934	19,038	12,642	2,006	2,719	16,536	20,939	7,656	23,990	19,252	51,090	9,537	4,514	20,421	17,489	5,249	12,670	10,978	1,921	30,839	6,822	2,821	6,982	6,313	4,911	2,990
光熱水費	0	0	5,752	6,934	16,061	10,665	1,888	2,450	13,125	16,637	6,792	22,177	16,544	41,549	8,324	3,241	17,746	10,631	2,465	7,644	10,459	1,830	28,374	6,468	2,229	6,982	5,952	4,309	2,434
食糧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般需用費	0	0	0	0	2,977	1,977	118	269	3,411	4,302	864	1,813	2,708	9,541	1,213	1,273	2,675	6,858	2,692	5,026	519	91	2,465	354	592	0	361	602	556
役務費	0	0	0	19	269	179	118	452	1,049	1,185	219	89	209	336	193	221	66	969	808	1,134	1,154	202	949	123	123	163	289	112	139
委託料	115,007	62,219	49,424	31,873	55,725	37,002	5,590	11,696	108,027	83,466	23,415	20,809	31,070	53,684	11,715	23,855	31,875	145,570	3,205	9,176	45,805	8,016	39,250	5,604	4,796	8,076	11,447	7,918	1,409
受付·運転·清掃等	0	0	0	31,445	45,592	30,273	5,590	9,470	104,507	69,905	20,947	18,848	23,031	43,665	10,559	12,667	27,262	136,324	2,923	0	31,639	5,537	16,735	290	2,310	2,725	8,551	2,139	720
保守委託	348	188	166	428	8,727	5,795	0	2,226	3,520	13,067	2,468	1,961	8,039	10,019	462	9,687	4,613	9,246	282	9,176	13,926	2,437	20,849	3,809	2,325	5,351	2,896	5,779	689
その他	114,659	62,031	49,258	0	1,406	934	0	0	0	494	0	0	0	0	694	1,501	0	0	0	0	240	42	1,666	1,505	161	0	0	0	0
使用料及び賃借料	0	0	0	2,029	1,089	723	0	87	2,350	3,453	352	446	823	23,535	548	2,595	5,320	186,116	281	11,106	56	10	3,640	366	124	2,209	489	202	250
土地·建物	0	0	0	2,029	0	0	0	0	2,350	132	0	0	0	0	0	0	0	182,683	10	11,017	0	0	1,959	0	0	1,959	0	0	0
その他	0	0	0	0	1,089	723	0	87	0	3,321	352	446	823	23,535	548	2,595	5,320	3,433	271	89	56	10	1,681	366	124	250	489	202	250
備品購入費・その他	986	533	617	0	1,264	839	0	368	88	161	104	95	393	0	33	220	0	122	1,143	280	0	0	1,601	0	0	0	1,008	593	0
補助費等 C	10	5	4	8	1,730	1,149	115	77	77	140	355	400	243	1,202	726	230	247	1,193	140	7,860	168	29	204	1	98	10	87	6	2
報償費	0	0	0	0	0	0	0	64	0	0	0	0	0	0	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役務費(保険料)	10	5	4	8	310	206	115	13	77	100	355	400	243	1,152	286	191	247	29	13	7,860	168	29	120	1	14	10	87	6	2
負担金補助	0	0	0	0	1,420	943	0	0	0	40	0	0	0	50		0	0	1,164	127	0	0	0	84	0	84	0	0	0	0
公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	20	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
維持補修費 D	55,076	29,796	389	136,276	14,744	9,790	971	965	3,351	8,139	23,541	1,868	15,099	7,431	11,276	3,328	2,592	791	4,508	4,872	3,421	599	9,437	372	393	881	2,574	1,302	3,915
需用費(建物修繕)	0	0	0	0	5,435	3,609	971	730	3,351	3,557	2,970	1,868	15,099	2,443	1,561	779	2,592	791	1,178	0	3,421	599	6,640	372	393	881	2,574	1,302	1,118
工事請負費	55,076	29,796	389	136,276	9,309	6,181	0	0	0	3,833	20,570	0	0	4,988	8,190	0	0	0	3,171	4,872	0	0	2,797	0	0	0	0	0	2,797
原材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1,525	2,472	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0		0	0	0	0	235	0	749	0	0	0	0	0	77	0	0	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 B+	116,003	62,757	55,797	41,294	79,115	52,534	7,829	15,399	128,276	109,677	33,594	49,944	56,073	129,847	25,682	31,705	57,929	351,459	13,969	86,536	60,611	10,607	102,444	17,399	11,663	22,257	23,555	17,496	10,074
合計2 A+B+	136,281	73,727	66,654	50,455	112,751	74,868	15,006	26,714	138,657	121,457	53,023	59,024	75,019	129,847	46,732	45,258	66,013	368,761	121,971	537,193	72,043	22,039	191,410	31,018	29,889	29,801	37,174	36,830	26,698
合計1 A+B+C+	191,357	103,523	67,043	186,731	127,495	84,658	15,977	27,679	142,008	129,596	76,564	60,892	90,118	137,278	58,008	48,586	68,605	369,552	126,479	542,065	75,464	22,638	200,847	31,390	30,282	30,682	39,748	38,132	30,613

平成14年度 歳入決算額調(公の施設)

		区民センター	公会堂	南大塚		勤福会館	自白	南池袋	秀山荘	猪苗代		体育館		池袋スポーツ	総合		西池温水	自転車	幼稚園	学童	生活産	業プラザ	社会教育						
(単位∶千円)		100%	221	ホール		100%	庭園	斎 場	7344	四季の里	豊島	巣鴨	雑司が谷	センター	体育場	グランド	プール	駐車場	-93 IL ILIA	クラブ		100%	青年館	駒込	巣鴨	南大塚	雑司が谷	千早	青年館
施設使用料·設備使用料	65,586	65,586	22,298	13,670	44,705	44,705	3,528	17,499	34,514	38,080	11,743	27,592	24,059	83,444	16,413	8,855	22,126	168,376	9,618	27,962	13,079	13,079	30,795	3,593	2,486	5,882	8,357	5,261	5,216
行政財産使用料	1,277	1,277	0	0	686	686	3	6	31	3	263	0	1,471	382	26	218	12	0	726	0	1,181	1,181	313	5	7	4	186	87	24
国·都補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
雑入	4,841	4,841	54	109	1,444	1,444	668	119	27	33	295	0	777	101	2	104	93	86,895	2	0	2,323	2,323	435	106	15	172	0	123	19
収入額計(=決算額) (+ + +)	71,704	71,704	22,352	13,779	46,835	46,835	4,199	17,624	34,572	38,116	12,301	27,592	26,307	83,927	16,441	9,177	22,231	255,271	10,346	27,962	16,583	16,583	31,543	3,704	2,508	6,058	8,543	5,471	5,259
算定対象外収入額(+ +)	6,118	6,118	54	109	2,130	2,130	671	125	58	36	558	0	2,248	483	28	322	105	86,895	461	0	3,504	3,504	748	111	22	176	186	210	43
減免分収入換算額	16,054	16,054	7,420	1,540	2,974	2,974	251	0	7,351	12,310	6,336	4,046	2,803	31,161	4,581	738	9,367	196	648	7,862	8,681	8,681	25,350	3,281	1,774	4,557	6,709	4,896	4,133
使用料収入(+)	81,640	81,640	29,718	15,210	47,679	47,679	3,779	17,499	41,865	50,390	18,079	31,638	26,862	114,605	20,994	9,593	31,493	168,572	10,266	35,824	21,760	21,760	56,145	6,874	4,260	10,439	15,066	10,157	9,349

別表資料 資料1 西巣鴨 広民集会室・ 上池袋コミュ ニティセンター 有料施設 有料施設 有料施設組 (単位:千円) 算定職員数(常勤/非常勤 0.5/0.6 5.69/6.69 0.2/0.0 左記は維 職員(常勤/非) - 5.69/6.69 0.2/0.0 限定した人 ぶ公社(常勤/非) 0.5/0.6 人件費算定職員数 1.10 12.38 0.20 135.58 人件費計 5,602 53,364 1,730 921,172 1,730 非常勤職員 1,763 8,345 124,063 0 常勤職員 3,839 45,019 797,109 1,730 1,730 物件費計 3,791 173,675 74,182 23,047 1,609,461 В 賃金 0 5,473 2,707 94,891 2,707 旅費 0 736 需用費 605 3,604 1,024 301,748 27,963 光熱水費 191 24,944 2,495 709 250,612 食糧費 0 0 92 0 一般需用費 315 51,044 414 3,019 1,109 9,925 役務費 42 1,486 0 委託料 3,144 70,024 2,853 810 864,915 受付·運転·清掃等 3,144 51,548 2,853 810 625,190 保守委託 121,351 0 16,722 0 その他 118,374 0 1,754 0 使用料及び賃借料 0 68,574 64,961 18,449 330,437 土地·建物 284,835 0 66,984 62,222 17,671 その他 2,739 45,602 0 1,590 備品購入費・その他 0 155 57 6,809 補助費等 35 3,468 183 183 18,090 報償費 2,241 0 1,757 0 役務費(保険料) 11,956 35 285 183 183 負担金補助 0 1,426 0 3,834 公課費 0 59 0 0 維持補修費 285,427 129 129 176 10,103 需用費(建物修繕) 71 2,974 129 129 51,912 工事請負費 0 7,129 0 228,192 原材料費 105 0 4,157 備品購入費 0 0 0 その他 0 1,166 3,826 177,143 74,365 1,627,551 B+C 23,230

	(単位:千円)	西巣鴨 体育場	区民集会室・ 上池袋コミュ ニティセンター	男女平等	推進センター 100%	有料施設 合計
	施設使用料・設備使用料	3,857	19,306	1,210	1,210	708,315
	行政財産使用料	72	231	111	111	7,012
	国·都補助金	0	0	0	0	0
	雑入	0	35,914	0	0	134,236
Ц (X入額計(=決算額) + + +)	3,929	55,451	1,321	1,321	849,563
Ė	章定対象外収入額(+ +)	72	36,145	111	111	140,981
	減免分収入換算額	99	3,641	2,249	2,249	155,658
	使用料収入(+)	3,956	22,947	3,459	3,459	863,973

9,428 230,507 76,095

9,604 240,610 76,224

合計2

合計1

A+B+C

A+B+C+D

2,548,723

2,834,150

24,960

25,089

平成14年度 経費区分と歳出決算額調(目的外使用施設)

(単位:千斤算定職員数(常勤/非常董人件費計 A 非常勤職員 常勤職員 下勤職員 常勤職員 下勤職員 常勤職員 下數職員 常數職員 下數職員 下數職員 下數職員 下數數數	0 0.0/0.8 2,163 2,163 1 0 7,048 0 0 1,441 1,323 0 118	西部区民 事務所 1.0/0.2 9,192 541 8,651 3,919 2,085 1,706 0	価化 センター 0.2/0.25 1,855 125 1,730 1,062 582 0 330 284	ことぶき の家 3.41/7.37 17,025 3,148 13,877 7,668 3,719 0 1,867 1,607	駒込 0.3/0.6 3,095 500 2,595 1,491 792 0 373 331	0.2/0.3 2,230 500 1,730 1,155 551 0 363	西巣鴨 (0.302) 0.15/0.3 0.619 227 392 601 265 0 132	1,548 250 1,298 498 237 0	上池袋 (0.254) 0.1/0.2 347 127 220 352 193	東池袋 (0.26) 0.2/0.4 710 260 450 614 227	西池袋 0.45/0.75 4,268 375 3,893 867 318	池袋 (0.061) 0.3/0.8 189 31 158	池袋本町 (0.244) 0.1/0.2 333 122 211 360	高田 (0.311) 0.1/0.2 411 142 269	南長崎第一 (0.241) 0.3/0.7 747 121 626	南長崎第二 (0.27) 0.3/1.05 903 203	長崎 0.01/0.02 137 50	要町 (0.181) 0.3/0.6 561 91	高松 (0.20) 0.45/0.9 927 149	福祉 作業所 (0.068) 0.03/0.0 259 0	児童館 0.3/0.0 2,592 0	巣鴨 第二 0.05/0.0 0 432 0	432	нп	第二	長崎 第二 05/0.0 432 0 432		相談所 0.0/0.2 620 620 0	700 181 519	有料施設 合 計 5.0/8.89 34,406 6,778 27,628
人件費計 A 非常勤職員	2,163 2,163 1 0 7,048 0 0 1,441 1,323 0 118	9,192 541 8,651 3,919 2,085 1,706	1,855 125 1,730 1,062 582 0 330 284	17,025 3,148 13,877 7,668 3,719 0 1,867 1,607	3,095 500 2,595 1,491 792 0 373	2,230 500 1,730 1,155 551 0 363	619 227 392 601 265 0	1,548 250 1,298 498 237 0	347 127 220 352 193	710 260 450 614	4,268 375 3,893 867	189 31 158	333 122 211	411 142	747 121	903	137	561	927	259	2,592	432	432	432	432	432	432	620 620 0	700 181 519	34,406 6,778
非常勤職員 常勤職員 物件費計 B 賃金 旅費 需用費 光熱水費 食糧費 一般需用費	2,163 1 0 7,048 0 0 1,441 1,323 0 118	541 8,651 3,919 2,085 1,706	125 1,730 1,062 582 0 330 284	3,148 13,877 7,668 3,719 0 1,867 1,607	500 2,595 1,491 792 0 373	500 1,730 1,155 551 0 363	227 392 601 265 0	250 1,298 498 237 0	127 220 352 193	260 450 614	375 3,893 867	31 158	122 211	142	121	203					,	-	0	0	0	0	0	620	181 519	6,778
常勤職員平均給 物件費計 B 賃金 旅費 需用費 光熱水費 食糧費 一般需用費	1 0 7,048 0 0 1,441 1,323 0 118	2,085 1,706	1,730 1,062 582 0 330 284	13,877 7,668 3,719 0 1,867 1,607	2,595 1,491 792 0 373	1,730 1,155 551 0 363	392 601 265 0	1,298 498 237 0	220 352 193	450 614	3,893 867	158	211				50	91	149	0	0	0			-	-	-	0	519	
物件費計 B 賃金 旅費 需用費 光熱水費 食糧費 一般需用費	7,048 0 0 1,441 1,323 0 118	2,085 1,706	1,062 582 0 330 284	7,668 3,719 0 1,867 1,607	1,491 792 0 373	1,155 551 0 363	601 265 0	498 237 0	352 193	614	867			269	626									132	432	432	432	_		27,628
賃金 旅費 需用費 光熱水費 食糧費 一般需用費 役務費	0 0 1,441 1,323 0 118	2,085 1,706 0	582 0 330 284 0	3,719 0 1,867 1,607	792 0 373	551 0 363	265	237	193			77	360		020	700	87	470	778	259	2,592	432	432	432	702					
旅費 需用費 光熱水費 食糧費 一般需用費 役務費	0 1,441 1,323 0 118	1,706	0 330 284 0	0 1,867 1,607	0 373	0 363	0	0		227	318			369	326	294	228	152	284	1,213	5,357	1,619	801	1,069	1,206	322	340	472	3,536	30,275
需用費	1,441 1,323 0 118	1,706	330 284 0	1,867 1,607	373	363			0		310	48	232	181	210	131	151	58	125	0	0	0	0	0	0	0	0	408	0	4,709
光熱水費 食糧費 一般需用費 役務費	1,323 0 118 0	1,706	284	1,607			132		-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食糧費 一般需用費 役務費	0 118 0	0	0	-	331	047		133	49	136	183	20	38	56	84	112	27	61	100	682	1,690	695	122	93	419	141	220	39	576	8,710
一般需用費	118	•	-	^		317	117	117	43	118	126	18	31	50	76	98	24	53	88	552	1,558	673	100	71	397	119	198	39	576	7,645
役務費	0	379		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			46	260	42	46	15	16	6	18	57	2	7	6	8	14	3	8	12	130	132	22	22	22	22	22	22	0	0	1,065
季 鲜料		316	4	156	16	28	8	8	5	25	22	1	4	12	8	6	2	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	513
女 10177	4,646	1,429	146	1,732	205	186	195	91	104	220	329	8	86	119	20	43	47	28	51	531	3,050	924	532	529	764	181	120	25	2,923	14,482
受付·運転·清掃等	4,124	0	77	745	14	20	150	7	82	154	77	2	75	95	7	10	31	5	16	58	3,050	924	532	529	764	181	120	25	1,851	9,930
保守委託	522	970	69	987	191	166	45	84	22	66	252	6	11	24	13	33	16	23	35	473	0	0	0	0	0	0	0	0	620	3,641
その他	0	459	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	452	911
使用料及び賃借料	961	89	0	188	105	24	1	29	1	6	15	0	0	1	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,238
土地·建物	961	0	0	135	105	0	0	24	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,096
その他	0	89	0	53	0	24	1	5	1	0	15	0	0	1	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142
備品購入費・その他	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	617	0	147	447	23	0	0	0	0	623
補助費等 C	9	3	13	1,179	14	390	175	7	99	201	22	1	94	121	3	6	39	3	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,212
報償費	0	0	0	1,075	0	375	168	0	95	193	0	0	91	116	0	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,075
役務費(保険料)	9	3	13	104	14	15	7	7	4	8	22	1	3	5	3	6	2	3	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	137
負担金補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
維持補修費 D	254	336	48	971	86	68	21	17	8	1	1	4	318	10	6	6	23	384	18	0	2,573	0	0	2,573	0	0	0	0	374	4,556
需用費(建物修繕)	254	336	48	51	11	7	1	5	0	0	0	2	2	5	0	6	2	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	374	1,063
工事請負費	0	0	0	690	0	0	0	0	0	0	0	0	316	0	0	0	0	374	0	0	2,573	0	0	2,573	0	0	0	0	0	3,263
原材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他			0	230	75	61	20	12	8	1	1	2	0	5	6	0	21	7	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	230
計 E	·C 7,057	3,922	1,075	8,847	1,505	1,545	776	505	451	815	889	78	454	490	329	300	267	155	288	1,215	5,357	1,619	801	1,069	1,206	322	340	472	3,542	31,487
合計2 A+E	-C 9,220	13,114	2,930	25,872	4,600	3,775	1,395	2,053	798	1,525	5,157	267	787	901	1,076	1,203	404	716	1,215	1,474	7,949	2,051	1,233	1,501	1,638	754	772	1,092	4,242	65,893
合計1 A+B+C	-D 9,474	13,450	2,978	26,843	4,686	3,843	1,416	2,070	806	1,526	5,158	271	1,105	911	1,082	1,209	427	1,100	1,233	1,474	10,522	2,051	1,233	4,074	1,638	754	772	1,092	4,616	70,449

平成14年度 歳入決算額調(目的外使用施設)

	東部区民	西部区民	高齢者	ことぶき																駒込								長崎	地域文化	有料施設
(単位:千円)	事務所	事務所	福祉 センター	の家	駒込	巣鴨	西巣鴨	南大塚	上池袋	東池袋	西池袋	池袋	池袋本町	高田	南長崎 第一	南長崎 第二	長崎	要町	高松	福祉 作業所	児童館	巣鴨 第二	高田	目白	南長崎 第二	長崎 第二	千早	健康 相談所	課会議室	合計
施設使用料·設備使用料	2,507	1,212	113	1,681	190	153	183	94	136	47	87	33	238	122	152	65	44	71	66	404	729	106	143	58	327	51	44	162	101	6,909
行政財産使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0	0	0	0	77	0	0	0	77
国·都補助金	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑入	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123
収入額計(=決算額) (+ + +)	2,630	1,212	113	1,681	190	153	183	94	136	47	87	33	238	122	152	65	44	71	66	404	806	106	143	58	327	128	44	162	101	7,109
算定対象外収入額(+ +)	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0	0	0	0	77	0	0	0	200
減免分収入換算額	60	1,591	60	143	19	6	31	6	0	4	0	4	21	9	1	0	13	7	22	26	164	75	3	0	84	2	0	7	19	2,070
使用料収入(+)	2,567	2,803	173	1,824	209	159	214	100	136	51	87	37	259	131	153	65	57	78	88	430	893	181	146	58	411	53	44	169	120	8,979

学校開放
小·中学校 開放経費
7,492
0
0
0
7,492
0
23,367
30,859

学校開放 小·中学校 開放経費 0.0/2.0 6,633 6,633

> 37,001 33,854

2,599

2,576 80 145

145

125

125 199 15,686 12,383

1,788

52,687 59,320 59,320

平成14年度 施設コストと使用料収入の比較一覧

別表資料 資料2

【公の施設】																				<u>貝 付 2</u> 単位:千円
	A	B1	B1'	B2	С	C'	D	D'	E = B1 '+C'	F=A+B1'+C'	G=A+B1'+C'+D'						= +	E/	F/	
	人件費計	物件費計(土地 等賃借料除()	物件費計 (消費税控 除後)	土地·建物 賃借料	補助費等	補助費等 (消費税控 除後)	維持補修費	維持補修費 (消費税控 除後)	コスト1	コスト2	コスト3	施設使用料 設備使用料	行政財産 使用料	国·都補助 金	雑入	減免分収入 換算額	使用料 収入	コスト1 / 使用料	コスト2 / 使用料	備考
広域的集会施設	66,484	225,141	214,420	19,700	1,378	1,313	176,979	168,551	215,733	282,217	450,768	160,548	3,255	0	8,771	38,918	199,466	1.08倍	1.41倍	
区民センター	10,970	62,752	59,764	0	5	5	29,796	28,377	59,769	70,739	99,116	65,586	1,277	0	4,841	16,054	81,640	0.73倍	0.87倍	
公会堂	10,857	55,793	53,136	0	4	4	389	370	53,140	63,997	64,367	22,298	0	0	54	7,420	29,718	1.79倍	2.15倍	
南大塚ホール	9,161	39,257	37,388	2,029	8	8	136,276	129,787	37,396	46,557	176,344	13,670	0	0	109	1,540	15,210	2.46倍	3.06倍	
勤労福祉会館	22,334	51,385	48,938	0	1,149	1,094	9,790	9,324	50,032	72,366	81,690	44,705	686	0	1,444	2,974	47,679	1.05倍	1.52倍	
生活産業プラザ	11,432	10,578	10,074	0	29	28	599	570	10,102	21,534	22,104	13,079	1,181	0	2,323	8,681	21,760	0.46倍	0.99倍	
男女平等推進センター	1,730	5,376	5,120	17,671	183	174	129	123	5,294	7,024	7,147	1,210	111	0	0	2,249	3,459	1.53倍	2.03倍	
地域的集会施設	142,330	206,972	197,116	68,943	3,672	3,497	19,540	18,610	200,613	342,943	361,553	50,101	544	0	36,349	28,991	79,092	2.54倍	4.34倍	
社会教育会館 · 青年館	88,966	100,281	95,506	1,959	204	194	9,437	8,988	95,700	184,666	193,654	30,795	313	0	435	25,350	56,145	1.70倍	3.29倍	
区民集会室 上池袋コミュニティセンター	53,364	106,691	101,610	66,984	3,468	3,303	10,103	9,622	104,913	158,277	167,899	19,306	231	0	35,914	3,641	22,947	4.57倍	6.90倍	
目白庭園	7,177	7,714	7,347	0	115	110	971	925	7,457	14,634	15,559	3,528	3	0	668	251	3,779	1.97倍	3.87倍	
南池袋斎場	11,315	15,322	14,592	0	77	73	965	919	14,665	25,980	26,899	17,499	6	0	119	0	17,499	0.84倍	1.48倍	
宿泊施設	22,161	235,254	224,051	2,482	217	206	11,490	10,942	224,257	246,418	257,360	72,594	34	0	60	19,661	92,255	2.43倍	2.67倍	
秀山荘	10,381	125,849	119,856	2,350	77	73	3,351	3,191	119,929	130,310	133,501	34,514	31	0	27	7,351	41,865	2.86倍	3.11倍	
猪苗代「四季の里」	11,780	109,405	104,195	132	140	133	8,139	7,751	104,328	116,108	123,859	38,080	3	0	33	12,310	50,390	2.07倍	2.30倍	
体育施設	95,744	385,162	366,820	0	3,438	3,273	65,311	62,202	370,093	465,837	528,039	198,089	2,444	0	1,372	59,131	257,220	1.44倍	1.81倍	
豊島体育館	19,429	33,239	31,656	0	355	338	23,541	22,420	31,994	51,423	73,843	11,743	263	0	295	6,336	18,079	1.77倍	2.84倍	
巣鴨体育館	9,080	49,544	47,185	0	400	381	1,868	1,779	47,566	56,646	58,425	27,592	0	0	0	4,046	31,638	1.50倍	1.79倍	
雑司が谷体育館	18,946	55,830	53,171	0	243	231	15,099	14,380	53,402	72,348	86,728	24,059	1,471	0	777	2,803	26,862	1.99倍	2.69倍	
総合体育場	21,050	24,956	23,768	0	726	691	11,276	10,739	24,459	45,509	56,248	16,413	26	0	2	4,581	20,994	1.17倍	2.17倍	
三芳グランド	13,553	31,475	29,976	0	230	219	3,328	3,170	30,195	43,748	46,918	8,855	218	0	104	738	9,593	3.15倍	4.56倍	
西池袋温水プール	8,084	57,682	54,935	0	247	235	2,592	2,469	55,170	63,254	65,723	22,126	12	0	93	9,367	31,493	1.75倍	2.01倍	
西巣鴨体育場	5,602	3,791	3,610	0	35	33	176	168	3,643	9,245	9,413	3,857	72	0	0	99	3,956	0.92倍	2.34倍	
池袋スポーツセンター	0	128,645	122,519	0	1,202	1,145	7,431	7,077	123,664	123,664	130,741	83,444	382	0	101	31,161	114,605	1.08倍	1.08倍	
自転車駐車場	17,302	167,583	159,603	182,683	1,193	1,136	791	753	160,739	178,041	178,794	168,376	0	0	86,895	196	168,572	0.95倍	1.06倍	
学童クラブ	450,657	67,659	64,437	11,017	7,860	7,486	4,872	4,640	71,923	522,580	527,220	27,962	0	0	0	7,862	35,824	2.01倍	14.59倍	
幼稚園	108,002	13,819	13,161	10	140	133	4,508	4,293	13,294	121,296	125,589	9,618	726	0	2	648	10,266	1.29倍	11.82倍	
公の施設全体	921,172	1,324,626	1,261,547	284,835	18,090	17,227	285,427	271,835	1,278,774	2,199,946	2,471,781	708,315	7,012	0	134,236	155,658	863,973	1.48倍	2.55倍	

	目的外使用施設	<u> </u>																			単位∶十円
		Α	B1	B1'	B2	С	C'	D	D'	E = B1' + C'	F=A+B1'+C'	G=A+B1'+C'+D'						= +	E/	F/	
	(単位:千円)	人件費計	物件費計(土地 等賃借料除()	物件費計 (消費税控 除後)	土地·建物 賃借料	補助費等	補助費等 (消費税控 除後)	維持補修費	維持補修費 (消費税控 除後)	コスト1	コスト2	コスト3	施設使用料 設備使用料	行政財産 使用料	国·都補助 金	雑入	減免分収入 換算額	使用料 収入	コスト1 / 使用料	コスト2 / 使用料	備考
開	放施設としての集会室	34,406	29,179	27,789	1,096	1,212	1,155	4,556	4,339	28,944	63,350	67,689	6,909	77	0	123	2,070	8,979	3.22倍	7.06倍	
	東部区民事務所の集会室	2,163	6,087	5,797	961	9	9	254	242	5,806	7,969	8,211	2,507	0	0	123	60	2,567	2.26倍	3.10倍	
	西部区民事務所の集会室	9,192	3,919	3,732	0	3	3	336	320	3,735	12,927	13,247	1,212	0	0	0	1,591	2,803	1.33倍	4.61倍	
	高齢者福祉センターの集会室	1,855	1,062	1,011	0	13	12	48	46	1,023	2,878	2,924	113	0	0	0	60	173	5.91倍	16.64倍	
	ことぶきの家の集会室	17,025	7,533	7,174	135	1,179	1,123	971	925	8,297	25,322	26,247	1,681	0	0	0	143	1,824	4.55倍	13.88倍	
	駒込福祉作業所の会議室	259	1,213	1,155	0	2	2	0	0	1,157	1,416	1,416	404	0	0	0	26	430	2.69倍	3.29倍	
	児童館の集会室等	2,592	5,357	5,102	0	0	0	2,573	2,450	5,102	7,694	10,144	729	77	0	0	164	893	5.71倍	8.62倍	
	長崎健康相談所の講堂	620	472	450	0	0	0	0	0	450	1,070	1,070	162	0	0	0	7	169	2.66倍	6.33倍	
	区民活動推進課会議室	700	3,536	3,368	0	6	6	374	356	3,374	4,074	4,430	101	0	0	0	19	120	28.12倍	33.95倍	
学	校開放施設	6,633	37,001	35,239	0	15,686	14,939	0	0	50,178	56,811	56,811	7,492	0	0	0	23,367	30,859	1.63倍	1.84倍	
	目的外施設 全体	41,039	66,180	63,028	1,096	16,898	16,094	4,556	4,339	79,122	120,161	124,500	14,401	77	0	123	25,437	39,838	1.99倍	3.02倍	

公の施設における減額・免除の状況(14年度決算/減免件数)

別表資料 資料3

網掛けは免除分。網掛け以外は減額50%、ただし()内は減額25%。 (単位:件) 民セン 苗代青少年セン 教会 民集 白庭 童り 稚園 労福 活産業プラザ 池袋 山荘 公 利用者 减免番号 駐 ホー 补 館 会室 賣 斎 ≢₽ 9 ル 饄 書 場 丘 館 [減免設定項目] 1 区が主催若しくは共催して施設を利用するとき 1 836 146 28 1 207 1 755 396 1 456 68 2 区又は区教育委員会が主催若しくは共催して施設を利用するとき 1,475 50 745 区教委 区立学校の児童・生徒の校外教育施設として区教育 3 2.754 委員会が利用するとき 区立学校が児童・生徒の校外学習その他教育活動の 学校 4 1,894 36 ために利用するとき 区内の小学校の児童若しくは中学校の生徒が教員若 区財 しくは指導者の引率のもとに使用するとき又は区内の 37 高等学校の生徒が教員の引率のもとに使用するとき **常団法人** 財団法人コミュニティ振興公社が主催して施設を利用 6 注 注 注 78 413 53 67 するとき 区が設立する財団法人(コミュニティ振興公社を除く) 26 132 注2 が主催して施設を利用すると 官公署が公益のため施設を利用するとき (32 (27 (63 (0) 27 (0) 男女平等推進センター条例及び規則の規定により登 9 846 録をした団体が施設を利用するとき 区教育委員会の定めるところにより社会教育関係団 10 体としての登録を受けたものが社会教育事業のため 19.570 に施設等を利用するとき 邳 社会教育関係団体であって、区教育委員会の定める ころにより青少年団体としての登録を受けたものが 56 体 社会教育事業のために青年館を利用するとき 12 区内の体育若しくはレクリエーション団体の連合体又 892 13 生活保護を受けている者が利用するとき 119 108 14 区民税が非課税又は非課税の世帯と同様の状態に 1.512 ある者が利用するとき 災害により著しい被害を受け、生活に困窮する状態に 15 ある者が利用するとき 16 身体障害者手帳の交付を受けている者が利用すると き[1] 882 **17** 愛の手帳の交付を受けている者が利用するとき[2] 注: 18 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき[3] 注: 上記[1]~[3]の該当者が介護者とともに秀山荘を利 19 用する場合に当該介護者が利用するとき(一人につき 個 注: 65歳以上の者、知的障害者、身体障害者であって、 **20** 区内に住所を有する者が使用するとき 89.574 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、区内 21 1,811 に住所を有する者が使用するとき[4] 公害医療手帳の交付を受けていて、区内に住所を有 96 する者が使用するとき 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に 23 関する条例の規定により医療券の交付を受けていて、 334 区内に住所を有する者が使用するとき 豊島区71とり親家庭の医療費の助成に関する条例の 24 規定により交付を受けた医療証に受給者として記載されていて、区内に住所を有する者が使用するとき 444 体育施設条例に規定する知的障害者若しくは身体障 25 害者又は上記[4]の精神障害者が介護者の介護のも 6.05 とに施設を使用する場合の当該障害者の介護者 身体障害者、知的障害者又は精神障害者で使用料を 70 納入する資力がないと認められる者が利用するとき 児童扶養手当を受けている者が利用するとき 28 就学援助を受けているとき又は児童の属する世帯が 1,379 区民税のうち均等割額のみを課税されているとき 29 同一世帯から二人以上の児童が利用しているときの 576 区長が特に必要と認めるとき (免除) 1,06 例外 30 区長が特に必要と認めるとき (減額) (0 (0 (0 (0 (0 q 1,32 (0 55 減免件数·計 【合計: 144,001件】 1,957 178 81 1,348 1,887 1,242 21,254 4,510 68 3,636 3,198 100,855 81 3,598 108 施設利用件数 【合計 : 594,857件】 6,777 445 359 15,952 4,532 1,277 26,231 24,644 941 364 12,579 12,900 426,352 47,99 11,810 1,703

28.9% 区民センター、豊島公会堂、南大塚ホールの減免番号:6の件数は、減免番号:1の件数に含まれている。 (注1)

40.0%

22.6%

8.5%

41.6%

97.3%

81.0%

18.3%

7.29

0.0%

28.9%

24.89

23.7%

0.2%

30.5%

6.3%

(注2) 区民集会室の減免番号:7の件数は、減免番号:6の件数に含まれている。

施設利用件数に占める減免件数の割合 【24.2%】

(注3) 秀山荘の減免番号:17~19の件数は、減免番号:16の件数に含まれている。

公の施設における減額・免除の状況(14年度決算/減免換算額)

別表資料資料4

網掛けは免除分。網掛け以外は減額50%、ただし()内は減額25%。

(単位:千円)

				。網掛け													<u>1:十円)</u>
利用者	減免番号	区民センター	豊島公会堂	南大塚ホー ル	勤労福祉会館	生活産業 プラザ	男女平等推進センター	社教会館·青年館	区民集会室	目白庭園	南池袋斎場	秀山荘	猪苗代青少年センター	体育施設	自転車駐車場	学童クラブ	幼稚園
×	1	15,376	4,382	967	2,362	8,377	1,106		1,547	251							
区・区教委・	2							1,347					2,686	7,678			
数 委	3											5,663					
学校	4												7,600	353			
× E	5													44			
学校・区財団法人	6	注1	注1	注1	292	0	0	1,152	343	0				468			
ζ	7	93	0	308	0	305	0	8	注2	0							
各	8	(585)	(3,038)	(265)	(320)	(0)	0	28		(0)				30			
	9						1,143										
種	10							21,176									
団	11							1,408									
体	12													2,940			
	13										0				15	357	648
	14										0					4,536	
	15										0						0
	16											1,688					
	17											注3					
_	18											注3					
個	19											注3					
	20											•		43,180			
	21													898			
	22													41			
	23													162			
人	24													130			
	25													3,026			
	26													-,-	169		
	27														13		
	28															2,069	
	29															864	
	30	0	0	0	0	0	0	137	1,061	0	0	0	0	184	0	36	0
例外	免 30 減	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	91	686	(0)	0	0	2,024	0	0	0	0
																	U
減分		16,054	7,420	1,540	2,974	8,682	2,249		3,637	251	0	,	12,310			7,862	648
	∖額	·				21,760					17,499	41,865			168,572		
減免	割台	19.7%	25.0%	10.1%	6.2%	39.9%	65.0%	45.1%	15.8%	6.6%	0.0%	17.6%	24.4%	23.0%	0.1%	21.9%	6.3%

⁽注1) 区民センター、豊島公会堂、南大塚ホールの減免番号:6の金額は、減免番号:1の金額に含まれている。

減免換算額計	155,656
算定収入額計	863,973
平均減免割合	18.0%

⁽注2) 区民集会室の減免番号:7の金額は、減免番号:6の金額に含まれている。

⁽注3) 秀山荘の減免番号:17~19の金額は、減免番号:16の金額に含まれている。

⁽注4) 減免額については、端数処理の関係で表3の減免分収入換算額と一致しない場合がある。

目的外使用施設における減額・免除の状況(14年度決算/減免件数)



網掛けは免除分。網掛け以外は減額50%、ただし()内は減額75%。

(単位:件)

		網掛けは免除分。網掛け以外は減額50%、ただし()内は減額			開	放	施設	:(集	会 室 等		14)
利用者	減免番号	[減免設定項目]	学 校 施 設	東部区民事務所	西部区民事務所	高齢者福祉センター	ことぶきの家	駒込福祉作業所	児童館	長崎健康相談所	区民活動推進課会議室
区	31	区が主催又は共催して施設を使用するとき		50	17	0	7	18	0	4	7
区教委	32	区又は区教育委員会が主催又は共催して施設を使用するとき	113								
・区財団法人	33	財団法人コミュニティ振興公社が主催して施設を使用するとき		0	0	0	0	0	0	0	
法人		区が設立する財団法人(コミュニティ振興公社を除く)が主催して施設を 使用するとき		3	0	0	0	0	0	0	
	35	官公署が公益のため施設を使用するとき	10								
	36	町会・青少年育成委員会・高齢者クラブ・商店会・保護司会が、総会・役 員会で施設を使用するとき		13	0	44	112	0	68	0	
	37	町会・青少年育成委員会・高齢者クラブ・商店会・保護司会が、総会・役 員会以外で施設を使用するとき		0	0	11	9	0	76	0	
	38	西部区民事務所施設登録団体のうち、豊島区立学校設備の使用料の 減額及び免除の取扱基準(平成13年3月30日区長決裁)第4条第3号 に準ずる団体[1]が使用するとき			213						
各	39	上記団体[1]を除く団体が、図書室・家庭科室・理科室・音楽室を使用するとき			192						
種	40	上記団体[1]を除く団体が、体育館・校庭を使用するとき			(326)						
团	41	区内に居住する障害者又はその保護者が組織する団体で、あらかじめ 駒込福祉作業所に登録したもの[2]が、総会・役員会で施設を使用する とき						3			
体		上記団体【2】が、総会・役員会以外で施設を使用するとき						0			
	43	更生保護婦人会、学童クラブ父母会、児童館利用者の自主グループ、 区立小中学校のPTA[3]が、総会・役員会で施設を使用するとき							注1		
	44	上記団体[3]が、総会・役員会以外で施設を使用するとき							注2		
	45	食品衛生協会、環境衛生協会、環境衛生関係営業の運営の適正化に 関する法律に規定する環境衛生同業組合豊島支部、豊島区動物を愛す る会、長崎白の会[4]が、総会・役員会・講習会で施設を使用するとき								0	
	46	上記団体[4]が、総会・役員会・講習会以外で施設を使用するとき								0	
例外	47	区長が特に必要と認めるとき (免除)	1,249	0	15	0	0	0	0	1	12
外	-11	区長が特に必要と認めるとき (減額)	(2,500)	0	0	0	0	0	0	0	0
洞	免件	数·計 【合計 : 5,073件】	3,872	66	763	55	128	21	144	5	19
施	設利	用件数 【合計 : 10,781件】	3,959	2,743	991	149	1,635	269	816	113	106
施	設利	用件数に占める減免件数の割合 【平均 : 47.1%】	97.8%	2.4%	77.0%	36.9%	7.8%	7.8%	17.6%	4.4%	17.9%

⁽注1) 児童館の減免番号:43の件数は、減免番号:36の件数に含まれている。

⁽注2) 児童館の減免番号:44の件数は、減免番号:37の件数に含まれている。

目的外使用施設における減額・免除の状況(14年度決算/減免換算額)

別表資料 資料6

網掛けは免除分。網掛け以外は減額50%、ただし()内は減額75%。

(単位:千円)

		H 1324 17 10-701	01730 Mas=17 '717	1 ION WHAT O YOU	IEIEU()MIA	(70 H)X 1 0 100				(単位:十円)
		21/2			開	放 施 設	(集会室等	等)		
利用者	減免番号	学 校 施 設	東部区民事務所	西部区民事務所	高齢者福祉センター	ことぶきの家	駒込福祉作業所	児童 館	長崎健康相談所	区民活動推進課会議室
<u>×</u>	31		47	30	0	7	23	0	6	7
区・区教委・区財団法人	32	136								
区財団	33		0	0	0	0	0	0	0	
法人	34		1	0	0	0	0	0	0	
	35	12								
	36		13	0	54	125	0	78	0	
	37		0	0	7	13	0	86	0	
	38			578						
各	39			144						
種	40			(817)						
团	41						4			
体	42						0			
	43							注1		
	44							注2		
	45								0	
	46								0	
例外	47 免	1,500	0	23	0	0	0	0	2	12
<i>9</i> ħ	47 減	(21,720)	0	0	0	0	0	0	0	0
減免	色額	23,368	61	1,592	61	145	27	164	8	19
収入	入額	30,859	2,567	2,803	173	1,824	430	893	169	120
減免	割合	75.7%	2.4%	56.8%	35.3%	7.9%	6.3%	18.4%	4.7%	15.8%

(注1) 児童館の減免番号:43の金額は、減免番号:36の金額に含まれている。

(注2) 児童館の減免番号:44の金額は、減免番号:37の金額に含まれている。

(注3) 減免額については、端数処理の関係で表3の減免分収入換算額と一致しない場合がある。

減免換算額計	25,445
算定収入額計	39,838
平均減免割合	63.9%

施設利用に係る利用者範囲の状況



<公の施設>

利用者の範囲	対象施設等	備考
区内在住者A	秀山荘	区民及び区関係者
	幼稚園(入園料·保育料)	
区	生活産業プラザ	
内在住、在勤(在学)に	猪苗代青少年センター(四季の里)	区内在住・在勤・在学の青少年。ただし委員会が必要と認めた場合はその限りでない。(条例4条) 1 青少年とは満30歳未満の者をいう。 2 ただし書規定により利用を適当と認めるものは次のとおり・教育委員会が主催または共催する事業に利用するとき・区内学校が児童生徒の校外学習のため利用するとき・教育委員会が認める青少年団体が利用するとき・区民が生涯学習活動のため利用するとき・前各号のほか、教育委員会が特に認めたとき
限定	体育館、プール、総合体育場, 三芳グランド、西巣鴨体育場、池袋スポーツセンター	団体利用については半数以上が区民の団体としている。
B	学童クラブ利用料	
限定なして	区民センター	
	公会堂	
	南大塚ホール	
	勤労福祉会館	
	自転車駐車場	定期利用者利用者が区内·区外で料金に差あり 当日利用者料金に差はなし
	目白庭園(赤鳥庵)	
そ の 他 D	南池袋斎場	1 在住者で葬儀を行う者 2 前号のほか区内に住所を有する者の葬儀を行う者
	社会教育会館·青年館	・一般団体については限定なし。 ・社会教育関係団体については、会員数の半数以上が区内在住・在勤 在学者であることが要件となっている(当該団体については50%減額)。
	区民集会室	10名以上の団体で半数が豊島区民(在住、在勤、在学含む。)
	男女平等推進センター	在住、在勤、在学者が過半数の団体

< 行政財産の目的外使用 >

利用者の範囲	対象施設等	備考
区内在住、在勤 (在学)に限定B	東西区民事務所開放施設	
	高齢者福祉センター及びことぶきの家・集会室	
に に で、限 在定	駒込福祉作業所の会議室	
勤 B	児童館の開放施設	
そ の 他 D	長崎保健所の講堂	次の要件を満たす団体であること ・代表が区民であること ・団体の構成員の6割以上が区民であること
	区民活動推進課会議室	10名以上の団体で半数が豊島区民(在住、在勤、在学含む。)
	学校施設利用	豊島区立学校設備を定期的に継続して使用する団体に関する要綱・団体登録をして利用する場合は、区内在住・在勤者が6名以上必要・登録していない団体については、限定なし

巻末資料

資料1	施設使用料改定(案)	P 35
資料 2	附带設備使用料改定(案)	P 45
資料3	公の施設における減額・免除一覧(15 年度使用料 PT 改定案)	P 49
資料4	施設使用料適正化プロジェクトチーム 検討経過	P 50
資料 5	施設使用料適正化プロジェクトチーム 名簿	P 51

施設別使用料改定(案)

計算の方法(端数処理等)

- 1 原則として、現行料金の1.2倍とし、60円以上を切り上げ、60円未満は切捨てて計算した。そのため結果的に1.2倍を超える倍率となる施設もある。
- 2 備考欄の は、上記原則で処理した場合に現行料金を据え置く結果になるもので、50円 の値上げとしている。そのため結果的に1.2倍を超える倍率となっている。

施設別使用料改定(案)

単位:円

	1E 18 E	SITE ()	現行料金	改定料金 案	アップ 額	アップ率	+12.口
	施設名	利用区分	Α	В	C= B-A	D= (B-A)/A	備考
		午前	15,500	18,600	3,100	20.0%	営利目的利用の場合
	総合展示場	午後	23,000	27,600	4,600	20.0%	100%増
		夜間	28,900	34,700	5,800	20.1%	土・日・祝日は25%増
		全日	60,700	72,800	12,100	19.9%	
		午前	19,400	23,300	3,900	20.1%	
	文化ホール	午後	30,800	37,000	6,200	20.1%	
		夜間	38,500	46,200	7,700	20.0%	
		全日	79,900	95,900	16,000	20.0%	
		午前	4,800	5,800	1,000	20.8%	
豊	和 室	午後	6,600	7,900	1,300	19.7%	
_		夜間	9,100	10,900	1,800	19.8%	
島		全日	18,500	22,200	3,700	20.0%	
X		午前	7,800	9,400	1,600	20.5%	
스	音楽室兼映写室	午後	11,600	13,900	2,300	19.8%	
民		夜間	15,500	18,600	3,100	20.0%	
L		全日	31,400	37,700	6,300	20.1%	
セ		午前	1,900	2,300	400	21.1%	
_	第1会議室	午後	2,800	3,400	600	21.4%	
ン		夜間	3,700	4,400	700	18.9%	
		全日	7,600	9,100	1,500	19.7%	
タ		午前	5,000	6,000	1,000	20.0%	
	第2会議室	午後	7,000	8,400	1,400	20.0%	
		夜間	8,800	10,600	1,800	20.5%	
·		全日	18,700	22,400	3,700	19.8%	
		午前	3,700	4,400	700	18.9%	
	第3·4·5会議室	午後	5,000	6,000	1,000	20.0%	
		夜間	6,100	7,300	1,200	19.7%	
		全日	13,400	16,100	2,700	20.2%	
	<u></u>	午前	2,600	3,100	500	19.2%	
	第6·7会議室	午後	3,600	4,300	700	19.4%	
		夜間	4,800	5,800	1,000	20.8%	
		全日	10,000	12,000	2,000	20.0%	
		午前	17,000	20,400	3,400	20.0%	営利目的利用の場合
豊島	公 会 堂	午後	28,800	34,600	5,800	20.1%	100%増
	(ホール)	夜間	37,700	45,200	7,500	19.9%	土・日・祝日は25%増
		全日	75,100	90,100	15,000	20.0%	
		午前	19,400	23,300	3,900	20.1%	営利目的利用の場合
鹵	大塚ホール	午後	30,800	37,000	6,200	20.1%	100%増
		夜間	38,500	46,200	7,700	20.0%	土・日・祝日は25%増
<u> </u>		全日	79,900	95,900	16,000	20.0%	
南	式 場	午前·午後	4,300	5,200	900	20.9%	
池 袋	上\	夜間·終夜	9,600	11,500	1,900	19.8%	
袋斎	和 室	午前·午後	3,100	3,700	600	19.4%	
場	1H ±	夜間·終夜	7,000	8,400	1,400	20.0%	

								単位∶円
				現行料金	改定料金 案	アップ額	アップ率	
	施設名		利用区分	Α	В	C=	D=	備考
[^		B-A	(B-A)/A	
			午前	4,300	5,200	900	20.9%	
	多目的ホール		午 後	6,600	7,900	1,300	19.7%	
			夜 間	8,800	10,600	1,800	20.5%	
生			全 日	17,800	21,400	3,600	20.2%	
			午前	2,800	3,400	600	21.4%	
活	会議室1・2		午後	3,700	4,400	700	18.9%	
/ [/]			夜間	5,000	6,000	1,000	20.0%	
産			全貝	10,300	12,400	2,100	20.4%	
<u> </u>	TT //2 C		午前	2,000	2,400	400	20.0%	
業	│ 研修室1·2		午後	2,800	3,400	600	21.4%	
			夜間	3,800	4,600	800	21.1%	
プ			<u>全日</u> 午前	7,800	9,400	1,600	20.5%	
	実習室		<u>午前</u> 午後	2,800	3,400	600	21.4%	
ラ	天 白 至		夜間	3,100 4,300	3,700 5,200	600 900	19.4% 20.9%	
			全日	9,100	10,900	1,800	19.8%	
ザ			午前	7,700	9,200	1,500	19.5%	平成14年4月1日より追加
	展示室		午後	10,800	13,000	2,200	20.4%	会議室としての利用の
	从小工		夜間	13,400	16,100	2,700	20.2%	場合は多目的ホールと
			全日	28,700	34,400	5,700	19.9%	同額で貸出
			午前	3,700	4,400	700	18.9%	
	第1.6会議室		午後·夜間	4,200	5,000	800	19.1%	
			全 日	10,900	13,100	2,200	20.2%	
			午前	1,700	2,000	300	17.7%	
	第2·7会議室	午後·夜間	1,900	2,300	400	21.1%		
	715 = 1 = 1,3% ==		全 日	4,900	5,900	1,000	20.4%	
			午前	2,000	2,400	400	20.0%	
	第3·4·5·8会議室		午後·夜間	2,400	2,900	500	20.8%	
			全 日	6,100	7,300	1,200	19.7%	
			午前	4,700	5,600	900	19.2%	
	特別会議室		午後·夜間	5,400	6,500	1,100	20.4%	
			全 日	13,900	16,700	2,800	20.1%	
勤			午前	11,200	13,400	2,200	19.6%	
±/J	大会議室		午後·夜間	13,000	15,600	2,600	20.0%	
労			全 日	33,400	40,100	6,700	20.1%	
]			午 前	1,700	2,000	300	17.7%	
福	第1・2・3和3	室	午後·夜間	1,900	2,300	400	21.1%	
			全 日	4,900	5,900	1,000	20.4%	
祉			午 前	1,800	2,200	400	22.2%	
	第1音楽室		午後·夜間	2,200	2,600	400	18.2%	
숲			全 日	5,500	6,600	1,100	20.0%	
			午 前	500	600	100	20.0%	
館	第2:3音楽室		午後·夜間	700	800	100	14.3%	
			全 日	1,700	2,000	300	17.7%	
			午 前	2,800	3,400	600	21.4%	
	美術室·工芸室	室	午後·夜間	3,100	3,700	600	19.4%	
			全 日	8,100	9,700	1,600	19.8%	
	1/21 TO		午前	1,700	2,000	300	17.7%	
	料理実習室		午後·夜間	1,900	2,300	400	21.1%	
		<i>-</i> ·	全日	4,900	5,900	1,000	20.4%	
	,,	個人	1 🗓	300	400	100	33.3%	
	体育室		午前	3,800	4,600	800	21.1%	
		貸切	午後·夜間	4,300	5,200	900	20.9%	
			全 日	11,300	13,600	2,300	20.4%	
	ランニングコース	個人	1 📵	200	250	50	25.0%	
		1						

							単位∶円
			現行料金	改定料金 案	アップ額	アップ率	
	施設名	利用区分		*			備考
			Α	В	C= B-A	D= (B-A)/A	
		午前·夜間	3,200	3,800	600	18.8%	
	第1和室	午後	4,300	5,200	900	20.9%	
	75 MBE	全日	9,700	11,600	1,900	19.6%	
目 白 庭		午前·夜間	2,600	3,100	500	19.2%	
園	第2和室	午後	3,600	4,300	700	19.4%	
127	为 2 和 <u>主</u>	全日					
		午前	8,000	9,600	1,600	20.0%	
	第1会議室	午後·夜間	2,000	2,400	400		
	另 云硪至 		2,800	3,400	600	21.4%	
		全日	6,800	8,200	1,400	20.6%	
駒	笠っ 人 送 中	午前	1,400	1,700	300	21.4%	
	第2会議室	午後·夜間	1,900	2,300	400	21.1%	
社		全日	4,800	5,800	1,000	20.8%	
会	77 0 A +++ r-	午前	900	1,100	200	22.2%	
教	第3会議室	午後·夜間	1,300	1,600	300	23.1%	
込社会教育会館		全日	3,200	3,800	600	18.8%	
会		午前	600	700	100	16.7%	
館	第4会議室	午後·夜間	700	800	100	14.3%	
		全 日	1,800	2,200	400	22.2%	
		午 前	1,400	1,700	300	21.4%	
	和室·音楽室·調理室	午後·夜間	1,900	2,300	400	21.1%	
		全 日	4,800	5,800	1,000	20.8%	
		午 前	1,400	1,700	300	21.4%	
	第1会議室	午後·夜間	1,900	2,300	400	21.1%	
単		全 日	4,800	5,800	1,000	20.8%	
巣 鴨		午前	900	1,100	200	22.2%	
ネ ナ	第2会議室	午後·夜間	1,300	1,600	300	23.1%	
社会教育会館	715 - 24 1832	全日	3,200	3,800	600	18.8%	
教		午前	900	1,100	200	22.2%	
育	第3会議室	午後·夜間	1,300	1,600	300	23.1%	
会	7.5 公服主	全日	3,200	3,800	600	18.8%	
館		午前	3,000	3,600	600	20.0%	
	多目的ホール	午後·夜間	4,100	4,900	800	19.5%	
	シロロが ル	全日	10,100	12,100	2,000	19.8%	
		午前	3,000	3,600	600	20.0%	
	第1会議室	午後·夜間	4,100	4,900	800	19.5%	
	カリ女成主	全日	10,100	12,100	2,000	19.5%	
			·				
	第2会議室·和室	午前 午後·夜間	1,400	1,700	300	21.4%	
南	矛∠云硪至' 似至		1,900	2,300	400	21.1%	
大		全日	4,800	5,800	1,000	20.8%	
塚	祭っ人祥史 知四ウ	午前	900	1,100	200	22.2%	
塚社会教育会館	第3会議室·調理室	午後·夜間	1,300	1,600	300	23.1%	
会		全日	3,200	3,800	600	18.8%	
教	÷ 14/ ÷	午前	2,500	3,000	500	20.0%	
育	音 楽 室	午後·夜間	3,400	4,100	700	20.6%	
会		全日	8,300	10,000	1,700	20.5%	
館	l	午前	500	1,200	700	140.0%	旧区民集会室から移管。
	第4会議室	午後·夜間	1,000	1,600	600	60.0%	面積等を勘案し、新たに料金設定
		全 日	2,200	3,800	1,600	72.7%	
		午 前	1,000	3,000	2,000	200.0%	旧第12出張所を会議室に転用。
	第5会議室	午後·夜間	1,500	4,100	2,600	173.3%	面積等を勘案し、新たに料金設定
		全 日	3,600	10,000	6,400	177.8%	

							単位∶円
	施設名	利用区分	現行料金	改定料金 案	アップ額	アップ率	備考
	ル 政 石	利用区力	Α	В	C= B-A	D= (B-A)/A	佣写
		午 前	2,500	3,000	500	20.0%	
	第1会議室	午後·夜間	3,400	4,100	700	20.6%	
		全日	8,300	10,000	1,700	20.5%	
		午前	2,000	2,400	400	20.0%	
	第2会議室	午後·夜間	2,800	3,400	600	21.4%	
	为2公贼王	全日	6,800	8,200	1,400	20.6%	
雑		午前	900	1,100	200	22.2%	
司	第3会議室	午後·夜間	1,300	1,600	300	23.1%	
が	おり女賊王	全日	3,200	3,800	600	18.8%	
谷		午前			300	21.4%	
社	和党 关约党	午 別 午後·夜間	1,400	1,700			
会	│ 和室·美術室		1,900	2,300	400	21.1%	
教		全日	4,800	5,800	1,000	20.8%	
が谷社会教育会館	T./F.C	午前	2,000	2,400	400	20.0%	
会	工作室	午後·夜間	2,800	3,400	600	21.4%	
館		全日	6,800	8,200	1,400	20.6%	
	1	午前	5,000	6,000	1,000	20.0%	
	多目的ホール	午後·夜間	6,800	8,200	1,400	20.6%	
		全 日	16,800	20,200	3,400	20.2%	
		午 前	3,000	3,600	600	20.0%	
	音楽室	午後·夜間	4,100	4,900	800	19.5%	
		全 日	10,100	12,100	2,000	19.8%	
		午 前	3,000	3,600	600	20.0%	
	第1会議室	午後·夜間	4,100	4,900	800	19.5%	
エ		全 日	10,100	12,100	2,000	19.8%	
千早社会教育会館		午前	1,400	1,700	300	21.4%	
 1	第2·3会議室·和室	午後·夜間	1,900	2,300	400	21.1%	
숲	調理室·美術教室	全日	4,800	5,800	1,000	20.8%	
数		午前	900	1,100	200	22.2%	
育	第4会議室	午後·夜間	1,300	1,600	300	23.1%	
会	カ・ム晩主	全日	3,200	3,800	600	18.8%	
館		午前	2,000	2,400	400	20.0%	
-) 音楽室	午後·夜間			600		
	日 木 王	全日	2,800	3,400 8,200	1,400	21.4%	
-		午前	6,800	,			
	第1.0合镁完	午 則 午後·夜間	900	1,100	200	22.2%	
	第1·2会議室		1,300	1,600	300	23.1%	
		全日	3,200	3,800	600	18.8%	
	公 2 人举宁	午前	600	700	100	16.7%	
	第3会議室	午後·夜間	700	800	100	14.3%	
		全日	1,800	2,200	400	22.2%	
青	** . * . * . * . * . * . * . * . * . * . * .	午前	1,000	2,400	1,400	140.0%	旧第3出張所を会議室に転用。
	第4会議室	午後·夜間	1,500	3,400	1,900	126.7%	面積等を勘案し、新たに料金設定
年		全日	3,600	8,200	4,600	127.8%	
	視聴覚室·和室	午前	1,400	1,700	300	21.4%	
館	文化教室	午後·夜間	1,900	2,300	400	21.1%	
νH	ヘルがエ	全 日	4,800	5,800	1,000	20.8%	
		午 前	2,000	2,400	400	20.0%	
	普通教室	午後·夜間	2,800	3,400	600	21.4%	
		全 日	6,800	8,200	1,400	20.6%	
		午前	3,000	3,600	600	20.0%	
	 レクリエーションホール	午後·夜間	4,100	4,900	800	19.5%	
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	全日	10,100	12,100	2,000	19.8%	
L	<u> </u>	<u> </u>	. 5, 100	12,100	_,000	. 0.070	

				現行料金	改定料金 案	アップ額	アップ率	
	施設名		利用区分			C=	D=	備考
				A	В	B-A	(B-A)/A	
		個人	1回	300	400	100	33.3%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
	競技場	貸切	午前 午後·夜間	7,300 9,700	8,800 11,600	1,500 1,900	20.6% 19.6%	
/ +		贝切	全日	24,100	28,900	4,800	19.6%	
体		個人	1 📵	300	400	100	33.3%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
育	体育室	貸切	午前 午後·夜間	1,800 2,400	2,200 2,900	400 500	22.2%	
館		52.73	全日	5,900	7,100	1,200	20.3%	
	温水プール	個人	2時間	500	600	100	20.0%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
	7	貸切	2時間	19,600	23,500	3,900	19.9%	
	トレーニング・ルーム	個人	1回	500	600	100	20.0%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
池	温水プール	個人	2時間	500	600	100	20.0%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
池 袋 スポ	/m/// //	貸切	1コース 1時間	2,400	2,900	500	20.8%	
ポー	トレーニング・ルーム	個人	1回 2時間	500	600	100	20.0%	力が利用9る場合は200円
l "y	スタジオ	個人	2時間	500	600	100	20.0%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
セン	2724	全面	1時間	1,000	1,200	200	20.0%	
ンター	=1.54.4=	個人	2時間	300	400	100	33.3%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
	武道場	貸切	1時間	1,000	1,200	200	20.0%	
	運動場	貸切	2時間	5,800	7,000	1,200	20.7%	
	野球場	貸切	2時間	2,900	3,500	600	20.7%	
総	庭球場	個人	1回	300	400	100	33.3%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
合		貸切	1時間	800	1,000	200	25.0%	
体	/	個人	1 📵	300	400	100	33.3%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
	体育室	貸切	午前 午後·夜間	4,800 6,400	5,800 7,700	1,000	20.8%	
育		兵切	全日	15,700	18,800	3,100	19.8%	
場		個人	1回	300	400	100	33.3%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
	弓射場	役 III	午前	2,000	2,400	400	20.0%	
		貸切	午後·夜間 全日	2,200 5,900	2,600 7,100	400 1,200	18.2% 20.3%	
西		個人	1 🔟	300	400	100	33.3%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
巣	弓射場	(15.1.5	午前	2,000	2,400	400	20.0%	
西巣鴨体育		貸切	午後 全日	2,200 4,000	2,600 4,800	400 800	18.2% 20.0%	
育坦	c TH 18	個人	1回	300	400	100	33.3%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
場	庭球場	貸切	1時間	800	1,000	200	25.0%	אר א ב רווה. אינין
	運動場	全面	3時間	2,900	3,500	600	20.7%	
三芳	野球場	1面	1時間	1,400	1,700	300	21.4%	
グランド	庭球場	個人	1回	300	400	100	33.3%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
	以二十八十四	1面	1時間	800	1,000	200	25.0%	
TT 101, 425		個人	2時間	500	600	100	20.0%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円
西池袋 温水	温水プール	貸切	4時間	153,500	184,200	30,700	20.0%	
プール			8時間	256,700	308,000	51,300	20.0%	反ホに存むをキャックを告います。
	トレーニングルーム	個人	2時間	500	600	100	20.0%	区内に住所を有する65歳以上の 方が利用する場合は200円

			TECN	改定料金	고 그 ' 호즈	ਤ⊐' ਪ ਲ	半世. 口
	±6 ±0 <i>6</i> 2		現行料金	案	アップ額	アップ率	/ ++ + -
	施設名	利用区分	А	В	C= B-A	D= (B-A)/A	備考
		午 前	5,200	6,200	1,000	19.2%	
	多目的ホール	午後·夜間	7,000	8,400	1,400	20.0%	
男女		全 日	17,300	20,800	3,500	20.2%	
平等		午 前	1,100	1,300	200	18.2%	
推進	会議室	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
センタ -		全 日	3,700	4,400	700	18.9%	
		午前	800	1,000	200	25.0%	
	保育室	午後・夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
		全 日	2,600	3,100	500	19.2%	
		午前	1,000	1,200	200	20.0%	
	会議室	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
駒込区民		全 日	4,000	4,800	800	20.0%	
集会室		午前	500	600	100	20.0%	
	和 室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
		全日	2,500	3,000	500	20.0%	
	4.19-	午前	500	600	100	20.0%	
	会議室1	午後・夜間	500	600	100	20.0%	
>>		全 日	1,500	1,800	300	20.0%	
巣鴨第一		午前	1,000	1,200	200	20.0%	
区民	会議室2	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
集会室		全日	4,000	4,800	800	20.0%	
	10 th	午前	500	600	100	20.0%	
	和 室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
		全 日 午 前	2,500	3,000	500	20.0%	
巣鴨第三	10 th		1,000	1,200	200	20.0%	
区民 集会室	和 室	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
		全 日	4,000	4,800	800	20.0%	
西巣鴨		午前	500	600	100	20.0%	
区民	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
集会室		全 日	2,500	3,000	500	20.0%	
北大塚		午前	500	600	100	20.0%	
区民	会議室	午後・夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
集会室		全 日	2,500	3,000	500	20.0%	
上池袋	A 144 -1-	午前	500	600	100	20.0%	
第一区民 集会室	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
		全日	2,500	3,000	500	20.0%	
上池袋	△举宁	午前	500	600	100	20.0%	
第二区民 集会室	会議室	午後·夜間 全 日	1,000	1,200	200 500	20.0%	
東池袋		午前	2,500 500	3,000	100	20.0%	
第一区民	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
集会室		全 日	2,500	3,000	500	20.0%	
東池袋	A +++	午前	500	600	100	20.0%	
第二区民	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
集会室		全日午前	2,500 1,000	3,000 1,200	500 200	20.0%	
第三区民	会議室	午 別 午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
集会室	→ #X -	全日	4,000	4,800	800	20.0%	
	4 100-4-	午 前	500	600	100	20.0%	
東池袋	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
第四区民		<u>全日</u> 午前	2,500	3,000	500	20.0%	
集会室	和 室 2	午 別 午後·夜間	500 1,000	1,200	100 200	20.0% 20.0%	
	7H I	全日	2,500	3,000	500	20.0%	
			,				

							単位∶円
			現行料金	改定料金 案	アップ額	アップ率	
	施 設 名	利用区分		_	C=	D=	備考
			A	В	B-A	(B-A)/A	
南池袋		午 前	500	600	100	20.0%	
第一区民	会議室	午後·夜間	500	600	100	20.0%	
集会室		<u>全日</u> 午前	1,500 500	1,800 600	300 100	20.0%	
	会議室1・2	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
南池袋 第二区民		全日	2,500	3,000	500	20.0%	
集会室	4⊓ 🖶	午前	500	600	100	20.0%	
	和室	午後·夜間 全 日	500 1,500	1,800	100 300	20.0%	
		午前	1,000	1,200	200	20.0%	
西池袋	会議室	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
第二区民		全 日	4,000	4,800	800	20.0%	
集会室	1	午前_	500	600	100	20.0%	
	和室	午後·夜間	500	600	100	20.0%	
		<u>全日</u> 午前	1,500 500	1,800 600	300 100	20.0%	
	会議室1	午 別 午後·夜間	500	600	100	20.0%	
池袋口	∽ нж. - '	全日	1,500	1,800	300	20.0%	
第一区民 集会室		午 前	500	600	100	20.0%	
***	会議室2	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
		全日	2,500	3,000	500	20.0%	
池袋 第二区民	会議室·和室1·和室2	午前 午後·夜間	500 500	600 600	100	20.0%	
集会室	云硪至∶似至□∶似至2	全日	1,500	1,800	100 300	20.0%	
池袋		午前	1,000	1,200	200	20.0%	
第三区民	会議室	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
集会室		全 日	4,000	4,800	800	20.0%	
池袋本町 第一区民	会議室	午 前 午後·夜間	500 500	600 600	100 100	20.0%	
集会室	云硪 至	全日	1,500	1,800	300	20.0%	
池袋本町	4.14-	午前	500	600	100	20.0%	
第二区民 集会室	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
未太王		<u>全日</u> 午前	2,500 500	3,000 600	500 100	20.0% 20.0%	
	会議室1	午後·夜間	500	600	100	20.0%	
		全 日	1,500	1,800	300	20.0%	
池袋本町	A 114	午前_	1,000	1,200	200	20.0%	
第三区民 集会室	会議室2	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
木女王		全 日 午 前	4,000 500	4,800 600	800 100	20.0%	
	和室	午 別 午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
	15	全日	2,500	3,000	500	20.0%	
雑司が谷		午前	500	600	100	20.0%	
区民 集会室	和室1·和室2	午後·夜間	500	600	100	20.0%	
		全日	1,500	1,800	300	20.0%	
高田 第一区民	会議室	午前 午後·夜間	500 1,000	1,200	100 200	20.0%	
集会室	ム版工	全日	2,500	3,000	500	20.0%	
		午 前	500	600	100	20.0%	
高田	会議室1	午後·夜間	500	600	100	20.0%	
第二区民		全日	1,500	1,800	300	20.0%	
集会室	会議室2	午前 午後·夜間	500 1,000	600 1,200	100 200	20.0%	
	ム	全日	2,500	3,000	500	20.0%	
目白		午前	500	600	100	20.0%	
第一区民	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
集会室		全日	2,500	3,000	500	20.0%	
11日 第二区民	△举宁	午前	500	600	100	20.0%	
第二区民 集会室	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
ベムエ		全 日	2,500	3,000	500	20.0%	

		1	T	北中州人	i		単位∶円
			現行料金	改定料金 案	アップ額	アップ率	
	施設名	利用区分		禾			備考
		4-1/11/57)	Α	В	C=	D=	ин Э
			Λ.	Ь	B-A	(B-A)/A	
南長崎		午前	500	600	100	20.0%	
第一区民	会議室	午後·夜間	500	600	100	20.0%	
集会室	ム賊王						
			1,500	1,800	300	20.0%	
南長崎	A 134	午前	500	600	100	20.0%	
第二区民	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
集会室		全 日	2,500	3,000	500	20.0%	
		午 前	500	600	100	20.0%	
	会議室1	午後·夜間	500	600	100	20.0%	
	公	全日	1,500	1,800	300	20.0%	
南長崎	△ ** r >	午前	1,000	1,200	200	20.0%	
第四区民	会議室2	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
集会室		全 日	4,000	4,800	800	20.0%	
		午前	500	600	100	20.0%	
	和室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
	· _	全日	2,500	3,000	500	20.0%	
		午前	500	600	100	20.0%	
	会議室1	午後·夜間					
	云 硪至		500	600	100	20.0%	
		全日	1,500	1,800	300	20.0%	
長崎		午前	1,000	1,200	200	20.0%	
第一区民	会議室2	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
集会室		全 日	4,000	4,800	800	20.0%	
		午前	500	600	100	20.0%	
	和室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
	14 -	全日	2,500	3,000	500	20.0%	
	A +++ 4	午前	500	600	100	20.0%	
長崎	会議室1	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
第三区民		全 日	2,500	3,000	500	20.0%	
集会室		午前	1,000	1,200	200	20.0%	
水 五 主	会議室2	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
		全 日	4,000	4,800	800	20.0%	
		午前	500	600	100	20.0%	
	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
長崎	云 娥王		,				
第四区民		全日	2,500	3,000	500	20.0%	
集会室		午前	500	600	100	20.0%	
	和室	午後·夜間	500	600	100	20.0%	
		全 日	1,500	1,800	300	20.0%	
		午前	500	600	100	20.0%	
	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
長崎_		全日	2,500	3,000	500	20.0%	
第五区民		午前	500	600	100	20.0%	
集会室	和室	午後·夜間					
	TH I		500	600	100	20.0%	
		全日	1,500	1,800	300	20.0%	
		午前	500	600	100	20.0%	
## MT	会議室	午後·夜間	500	600	100	20.0%	
要町 第一区民		全 日	1,500	1,800	300	20.0%	
第一区氏 集会室		午 前	500	600	100	20.0%	
未女王	和室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
	· <u></u>	全日	2,500	3,000	500	20.0%	
## MT		午前	500	600	100	20.0%	
要町 第二区民	△業党						
用一区氏 集会室	会議室	午後·夜間	500	600	100	20.0%	
朱云至		全日	1,500	1,800	300	20.0%	
		午前	500	600	100	20.0%	
	会議室1·和室	午後·夜間	500	600	100	20.0%	
要町	-	全 日	1,500	1,800	300	20.0%	
第三区民		午前	1,000	1,200	200	20.0%	
集会室	会議室2	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
	云哦王 4						
		全日	4,000	4,800	800	20.0%	
高松	A 114 -1	午前	500	600	100	20.0%	
区民	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
集会室		全 日	2,500	3,000	500	20.0%	

単位:円

							平位 门
		利用区分	現行料金	改定料金 案	アップ額	アップ率	
	施設名		А	В	C= B-A	D= (B-A)/A	備考
千川		午 前	1,000	1,200	200	20.0%	
区民	会議室	午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
集会室		全 日	4,000	4,800	800	20.0%	
		午 前	1,500	1,800	300	20.0%	
	多目的ホール	午後·夜間	2,000	2,400	400	20.0%	
		全 日	5,500	6,600	1,100	20.0%	
上池袋		午前	500	600	100	20.0%	
コミュニティ	会議室	午後·夜間	1,000	1,200	200	20.0%	
センター		全 日	2,500	3,000	500	20.0%	
	和室	午 前	1,000	1,200	200	20.0%	
		午後·夜間	1,500	1,800	300	20.0%	
		全 日	4,000	4,800	800	20.0%	

附带設備使用料改定(案)

(注)案として示した附帯設備は条例に規定されているものである。しかし、なかには既に貸し出し を行っていないものもある。

計算の方法(端数処理等)

- 1 原則として、現行料金の1.2倍とし、60円以上を切り上げ、60円未満は切捨てて計算した。そのため結果的に1.2倍を超える倍率となる施設もある。
- 2 備考欄の は、上記原則で処理した場合、現行料金を据え置く結果となるもので、次のとおり改定することとした。そのため、1.2倍を超える倍率となっている設備もある。 ・現行料金が200円以上250円未満の新料金 250円

·現行料金が200円以上250円未満の新料金 250円 ·現行料金が100円以上150円未満の新料金 150円

・現行料金が 50円未満の新料金 50円

3「現行料金」欄の網掛け個所は、結果として据え置くこととなる設備である。

附帯設備使用料改定(案)

単位∶円

一回(午前・午後・夜間)の料金。全日の場合は3回とする。

						一回(午前	前∙午後∙夜	間)の料金	<u>È。全日</u> の)場合は3回とする。
施	設	名	種	別	単位	現行料金	料金改定 案(1.2倍)	アップ。額	アップ率	備考
ממ	112	Н	1±	733	— III	Α	В	C= B-A	D= (B-A)/A	- m
				所作台	一式	3,000	3,600	600	20.0%	
				山台	式	1,200	1,400	200	16.7%	
				箱足	一式	300	400	100	33.3%	
			舞台設備	金屏風	一双	800	1,000	200	25.0%	
				緋毛せん	一式	500	600	100	20.0%	
				松羽目幕	一枚	600	700	100	16.7%	
	豊			演壇	一台	800	1,000	200	25.0%	
				ワイヤレスマイク	一チャンネル	1,200	1,400	200	16.7%	
	島			マイクロホン A	一式	2,400	2,900	500	20.8%	
	_		音響設備	マイクロホン B	一式	900	1,100	200	22.2%	
	X			レコードプレーヤー	一式	900	1,100	200	22.2%	
	_			テープレコーダー	一式	900	1,100	200	22.2%	
	民	Ī		Aセット	一式	3,000	3,600	600	20.0%	
	セ			Bセット	一式	6,000	7,200	1,200	20.0%	
	ک		照明設備	シーリングライト	一式	1,200	1,400	200	16.7%	
	ン			スポットライト	クセノンピン一式	1,200	1,400	200	16.7%	
				スポットライト	センターピン一台	600	700	100	16.7%	
	タ		映写設備	映写機16 ^ミ 』	一式	2,000	2,400	400	20.0%	
	•		吹与政佣	ビデオデッキ	一式	1,500	1,800	300	20.0%	
	- [Ī		展示ケース	一台	600	700	100	16.7%	一日につき
			展示設備	展示パネル	一枚	150	200	50	33.3%	一日につき
				展示台	一台	90	100	10	11.1%	一日につき
				ピアノ A	一台	5,000	6,000	1,000	20.0%	
			ピアノその他	ピアノ B	一台	1,300	1,600	300	23.1%	
			の付属設備	ティムパニー	一組	2,000	2,400	400	20.0%	
				電源	一キロワット	200	200	0	0.0%	
				所作台	一式	3,000	3,600	600	20.0%	
				山台	一台	200	250	50	25.0%	
				箱足	一台	50	100	50	100.0%	
				屏風	一双	1,000	1,200	200	20.0%	
			舞台設備	毛せん	一枚	200	250	50	25.0%	
				松羽目幕	一枚	600	700	100	16.7%	
				演壇	一式	800	1,000	200	25.0%	
				馬足	台	50	100	50	100.0%	
	豊			太鼓	一台	1,000	1,200	200	20.0%	
				ワイヤレスマイク	一チャンネル	1,200	1,400	200	16.7%	
				マイクロホン	一式	2,400	2,900	500	20.8%	
	島		音響設備	エレヘ ーターマイクロホン	一式	1,500	1,800	300	20.0%	
				レコードプレーヤ・	一式	900	1,100	200	22.2%	
	/.\			テープレコーダー	一式	900	1,100	200	22.2%	
	公			音響装置	一式	500	600	100	20.0%	
				ボーダーライト	Aセット	1,200	1,400	200	16.7%	
	会		照明設備	ボーダーライト 他		6,000	7,200	1,200	20.0%	
	ᄍ		VIII. 13HV LIII	スポットライト	1 ‡ 0 7 % }	500	600	100	20.0%	
				スポットライト	500ワット	300	400	100	33.3%	
	堂			映写機35ਵ੍ਹ	十巻以内	8,000	9,600	1,600	20.0%	
			映写設備	映写機35ਵ,	十巻を超え 一巻につき	400	500	100	25.0%	
				スクリーンのみ	一式	500	600	100	20.0%	
			ピアノその他	ピアノ	一台	5,000	6,000	1,000	20.0%	
			の附属設備	電源	ーキロワット	200	200	0	0.0%	
					午前	10,200	12,200	2,000	19.6%	
			冷房設備又は		午後	11,900	14,300	2,400	20.2%	
			冷房設備 X Id _	一式	夜間	11,900	14,300	2,400	20.2%	
					全日	34,000	40,800	6,800	20.0%	
						1	,,			

一回(午前・午後・夜間)の料金。全日の場合は3回とする。

						一四(十月	11] ' 丁1友 ' 1文	日」) リントイス	<u> </u>	D場合は3回とする。
						現行料金	料金改定	アップ。額	アップ率	
施	設	名	種	別	単位		案(1.2倍)	C=	D=	備考
						Α	В	B-A	(B-A)/A	
				所作台	一式	3,000	3,600	600	20.0%	
				山台	一式	1,200	1,400	200	16.7%	
	南			箱足	一台	300	400	100	33.3%	
			舞台設備	金屏風	一双	800	1,000	200	25.0%	
	大		94 LL 116	緋毛せん	一枚	500	600	100	20.0%	
	^			松羽目幕	一枚	600	700	100	16.7%	
				演壇	一式	800	1,000	200	25.0%	
	塚			太鼓 ワイヤレスマイク	<u>ー台</u> ーチャンネル	1,000 1,200	1,200 1,400	200	20.0% 16.7%	
				マイクロホン	一式	2,400	2,900	500	20.8%	
	_		音響設備	レコードプレーヤー	一式	900	1,100	200	22.2%	
	朩			テープレコーダー	一式	900	1,100	200	22.2%	
		İ		Aセット	一式	3,000	3,600	600	20.0%	
	1		照明設備	Bセット	一式	6,000	7,200	1,200	20.0%	
			洲风阳	シーリングライト	一式	1,200	1,400	200	16.7%	
			a+ == + = /#	センタースポットライト	一式	1,200	1,400	200	16.7%	
	ル		映写設備	映写機16ミュ	一式	2,000	2,400	400	20.0%	
			ピアノその他 の附属設備	ピアノ	一台	5,000	6,000	1,000	20.0%	
			の門馬設備	電源 演壇	<u>ーキロワット</u> 一式	1,000	200	200	0.0% 20.0%	
			舞台設備	演卓	一式	1,000	1,200 200	50	33.3%	
			ッキ 凵 以 竹	花台	一台	100	150	50	50.0%	
		ŀ		マイクロホン	一本	200	250	50	25.0%	
			音響設備	移動式マイクロホン	一式	500	600	100	20.0%	
				アンプ	一台	500	600	100	20.0%	
	生			映像装置	一式	2,000	2,400	400	20.0%	
	活		映写設備	オーハーヘットブロシェクター	一台	1,000	1,200	200	20.0%	
	生活産業プラザ			スクリーンのみ	一式	400	500	100	25.0%	
	業	ŀ		ビデオセット	一式	1,500	1,800	300	20.0%	
				展示ケース A	一台	150	200	50	33.3%	
	ザ		展示設備	展示ケース B 展示パネル	<u>一台</u> 一台	300 50	400 100	100 50	33.3% 100.0%	
				展示台	一台	30	50	20	66.7%	
				衣こう	一台	100	150	50	50.0%	
				複写式黒板	一台	400	500	100	25.0%	
			その他の	電源	ーキロワット	200	200	0	0.0%	
			付属設備	複写機	一枚	10	10	0	0.0%	一枚につき
				パソコンプリンター	一枚	10	10	0	0.0%	一枚につき
				ピアノ	一台	500	600	100	20.0%	
				エレクトーン	一台	500	600	100	20.0%	
				軽音楽セット	一式 一台	2,000 300	2,400 400	400 100	20.0% 33.3%	
				アンプ (ギター又はペース) 電子ピアノ	一台	500	600		20.0%	
				シンセサイザー	一台	500	600	100	20.0%	
			音楽·放送設備	ドラムセット	一式	500	600	100	20.0%	
				ステレオ装置	一式	500	600	100	20.0%	
	勤			カラオケセット	一式	1,000	1,200	200	20.0%	
				放送装置 A	一式	1,000	1,200	200	20.0%	
	224			放送装置 B	一式	500	600	100	20.0%	
	労			ワイヤレスアンプ	ーチャンネル	500	600	100	20.0%	
				テープレコーダー	一台	300	400	100	33.3%	
	福			ビデオセット	一式	1,500	1,800	300	20.0%	
				テレビ受信機 ビデオデッキ	<u>一台</u> 一台	500 1,000	1,200	100 200	20.0%	
			映写設備	ビデオカメラ	一台	500	600	100	20.0%	
	祉		アンス州	映写機16^ミ』	一台	2,000	2,400	400	20.0%	
				スライド映写機	一台	300	400	100	33.3%	
	会			オーハーヘットプロシェクター	一台	300	400	100	33.3%	
	云	ļ	休空記供	卓球台	一台	250	300	50	20.0%	
			体育設備	バトミントンセット	一式	250	300	50	20.0%	
	館	ļ		陶芸釜(ガス式)	一式	1,000	1,200	200	20.0%	(現行料金)にガス料金を加算した額
			陶芸設備	四女立(ハヘバ)		1,000	1,200	200	20.0%	一日につき
				七宝焼電気炉	一台	500	600	100	20.0%	
				茶道具	一式	1,000	1,200	200	20.0%	
			女送中であり	暗室設備	一式	1,000	1,200	200	20.0%	
			茶道具その他 の 設 備	金屏風 ミラーボール	<u>一双</u> 一個	1,000	1,200	200	20.0%	
			ひ 政 間	ミプーボール ロッカー	一個	500 300	600 400	100	20.0%	一月につき
				電源	ーキロ ワ ット	200	200	0	0.0%	カにつこ
				七//小	14771	200	200	U	0.0%	

一回(午前・午後・夜間)の料金、全日の場合は3回とする。

				一回(午前	<u>前·午後·夜</u>	間)の料金	金。全日の	D場合は3回とする。
施設名	種	別	単位	現行料金	料金改定 案(1.2倍)	アップ。額	アップ率	備考
WE IX II	111	733	+12	Α	В	C= B-A	D= (B-A)/A	c im
男女平等推進	印刷機	製版一枚につき		50	50	0	0.0%	
センター	レリルリが残	印刷百枚までごとに		30	50	20	66.7%	
目白庭園	茶道具等	•	一式	1,000	1,200	200	20.0%	
		高鉄棒	一式	150	200	50	33.3%	
		鞍馬	一式	150	200	50	33.3%	
		跳馬	一式	150	200	50	33.3%	
		吊環	一式	150	200	50	33.3%	
		平行棒	一式	150	200	50	33.3%	
		段違平行棒	一式	150	200	50	33.3%	
		床運動マット	一式	150	200	50	33.3%	
		マット	一枚	30	50	20	66.7%	
		トランポリン	一台	150	200	50	33.3%	
		バスケットボール台	一組	300	400	100	33.3%	
	体育設備	バレーボール	一組	150	200	50	33.3%	
		バドミントン	一組	150	200	50	33.3%	
体	14月 121 1	庭球	一組	600	700	100	16.7%	
, rr		卓球台	一台	150	200	50	33.3%	
		和弓	一式	120	150	30	25.0%	
育		洋弓	一式	120	150	30	25.0%	
		畳	一式	500	600	100	20.0%	
		打込台	一台	150	200	50	33.3%	
施		なぎなた用打込台	一台	50	100	50	100.0%	一時間につき
		サンドバック	一式	150	200	50	33.3%	
		トレーニングバッグ	一式	50	100	50	100.0%	一時間につき
設		太鼓	一式	50	100	50	100.0%	一時間につき
		審判台	一組	150	200	50	33.3%	
		得点表示器	一組	600	700	100	16.7%	
		運動場	一式	6,000	7,200	1,200	20.0%	一時間につき
	照明設備	野球場	一式	3,000	3,600	600	20.0%	一時間につき
		庭球場	一式	300	400	100	33.3%	一時間につき
		プレイヤー	一式	150	200	50	33.3%	
1		音響装置	一式	150	200	50	33.3%	一時間につき
	音響その他	ワイヤレスマイク	―チャンネル	600	700	100	16.7%	
	日暮ての他 の 設 備	ピアノ	一台	750	900	150	20.0%	
	の 設 補	ビデオセット	一式	600	700	100	16.7%	
		テレビセット	一式	150	200	50	33.3%	一時間につき
		コインロッカー	一個	10	10	0	0.0%	

巻末資料 資料 3

網かけが改定箇所。()内は改定前の内容。

利用者	減免番号	[減免設定項目]	区民センター	豊島公会堂	南大塚ホール	勤労福祉会館	生活産業プラザ	男女平等推進センター	社会教育会館・青年館	区民集会室	目白庭園	南池袋斎場	秀山荘	猪苗代青少年センター	体育施設	自転車駐車場	学童クラブ	幼稚園
×	1	区が主催若しくは共催して施設を利用するとき	免除	免除	免除	免除	免除	免除		免除	免除							
区教育	2	区又は区教育委員会が主催若しくは共催して施設を 利用するとき							免除					50%	免除			
委員会	3	区立学校の児童・生徒の校外教育施設として区教 育委員会が利用するとき											免除					
学	4	区立学校が児童・生徒の校外学習その他教育活動 のために利用するとき												免除	免除			
校・区段・	5	区内の小子水の元里石い、は中子水の主体が教具若しくは指導者の引率のもとに使用するとき又は区内の高等学校の生徒が教員の引率のもとに使用するとも、													2 5 % (50%)			
立財団法	6	財団法人コミュニティ振興公社が主催して施設を利 用するとき	免除	免除	免除	免除	50%	50%	免除	50%	50%				免除			
法人	7	区が設立する財団法人(コミュニティ振興公社を除く)が主催して施設を利用するとき	50%	50%	50%	5 0 %	50%	50%	50%	50%	50%							
	8	官公署が公益のため施設を利用するとき	25%	25%	25%	25%	25%	2 5 % (50%)	2 5 % (50%)		25%				2 5 % (50%)			
各	9	男女平等推進センター条例及び規則の規定により 登録をした団体が施設を利用するとき						2 5 % (50%)										
種団	10	区教育委員会の定めるところにより社会教育関係団体としての登録を受けたものが社会教育事業のため に施設等を利用するとき							2 5 % (50%)									
体	11	社会教育関係団体であって、区教育委員会の定めるところにより青少年団体としての登録を受けたものが社会教育事業のために青年館を利用するとき							2 5 % (免)									
	12	区内の体育者しくはレクリエーション団体の連合体 又はこれらに類する団体が体育大会等に使用すると **													2 5 % (50%)			
	13	生活保護を受けている者が利用するとき										免除				免除	免除	免除又 は減額
	14	区民税が非課税又は非課税の世帯と同様の状態に ある者が利用するとき										免除					免除	
	15	災害により著しい被害を受け、生活に困窮する状態 にある者が利用するとき										免除						免除又 は減額
	16	身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する とき[1]											50%					
	17	愛の手帳の交付を受けている者が利用するとき[2]											50%					
	18	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が 利用するとき[3]											50%					
個	19	上記[1] ~ [3]の該当者が介護者とともに秀山荘を 利用する場合に当該介護者が利用するとき(一人に つき一人)											50%					
	20	65歳以上の者、知的障害者、身体障害者であって、 区内に住所を有する者が使用するとき													50% (免除)			
	21	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、区内に住所を有する者が使用するとき[4]													免除			
		公害医療手帳の交付を受けていて、区内に住所を 有する者が使用するとき													免除			
人		大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の規定により医療券の交付を受けていて、区内に住所を有する者が使用するとき													免除			
		意馬区びとり親家庭の医療員の助成に関する宗例 の規定により交付を受けた医療証に受給者として記載されていて、区内に住所を有する者が使用すると													免除			
		体 同心 設示的に													免除			
	26	身体障害者、知的障害者又は精伊障害者で使用料を納入する資力がないと認められる者が利用するとき														免除		
	27	児童扶養手当を受けている者が利用するとき														免除		
	28	就学援助を受けているとき又は児童の属する世帯 が区民税のうち均等割額のみを課税されているとき															50%	
	29	同一世帯から二人以上の児童が利用しているときの 二人目以降の児童															50%	
(像水)	30	区長が特に必要と認めるとき	2 5 %	2 5 %	2 5 %	25%	2 5 %	免除· 25% (50%)	免除· 25% (50%)	免除 又は 50%	2 5 %				免除· 25% (50%)	区長が 定める 率	免除 又は 50%	又は



施設使用料プロジェクトテーム 検討経過

14年度施設使用料PTにおける検討経過

月日	PT会議	主な検討内容
平成14年5月27日	第1回PT会議	1.施設使用料の見直しについて
		(1)これまでの経緯の確認
		(2)今年度見直しの対象・課題の設定
		(3)「施設使用料調査」の依頼
平成14年8月23日	第2回PT会議	1.調査結果の検討
		2. 算定方法の検討·確認
		3.料額改定以外の課題検討
平成14年9月24日	第3回PT会議	1.試算結果に基づ〈新使用料額の検討
		2.改定率の考え方検討(激変緩和・同種均衡等)
		3.料額改定以外の課題検討
		(1)ルームチャージ制・区民優遇制度について
		(2)使用料の免除・減額制度について
		(3)新たな提案について(体育施設の回数券における割引率の見直し等)
		(4)無料施設の有料化検討について

15年度施設使用料PTにおける検討経過

月日	PT会議	主な検討内容
平成15年5月30日	第1回PT	1.14年度検討内容の確認
		2.15年度検討課題とスケジュールについて
		3.現行有料施設及び附帯設備の使用料の見直しについて
		(1)1.2倍に達しない施設の取扱い
		(2)回数券及びプリペイドカードの割引率について
		4.区民優遇制度の採用について
		5.減額·免除制度の適正化
		6.施設使用料調査について
平成15年8月22日	第2回PT	1.使用料調査の結果及び1.2倍を下回る施設の取扱い
		2.区民優遇制度の導入について
		3.減額・免除制度の適正化について
		4.コミュニティ公社からの「使用料改定対する意見・要望について」の検討
平成15年9月24日	第3回PT	1.減額・免除制度の適正化について
		2.区民優遇制度の導入について
		3.使用料改定について
		4.コミュニティ公社からの「使用料改定対する意見・要望について」の検討状況
平成15年11月4日	第4回PT	1.減額・免除制度の適正化について
		2.体育施設における回数券・プリペイドカードの割引率の見直しについて
		3.利用者範囲の拡大と区民優遇について
		4. パブリックコメントの要否について
		5. PT報告書(素案)について
		6.コミュニティ振興公社からの追加資料の提出について
平成15年11月12日	第5回PT	1.未決定事項等の検討・確認
		2.報告書(案)について
		3.報告書の「概要版」(案)について

施設使用料適正化プロジェクトチーム 名簿

(平成15年7月1日現在)

チームリーダー	政策経営部長		小野	温代
チームサブリーダー	政策経営部	財政課長	横田	勇
チームメンバー	政策経営部	企画課長	郡司	信興
(18名)	政策経営部	行政管理課長	岡田	道夫
	総務部	男女平等推進センター所長	藤沢	愛子
	区民部	区民活動推進課長	大戸	国昭
	区民部	生活産業課長	森	弘
	区民部	東部区民事務所長	蓜島	茂
	区民部	西部区民事務所長	佐伯	貞夫
	保健福祉部	高齢者福祉課長	岡本	千鶴子
	保健福祉部	障害者福祉課長	藤田	雅史
	保健福祉部	地域保健課長	鈴木	公一
	子ども家庭部	子ども課長	稲葉	穂
	都市整備部	住宅課長	齊藤	雅人
	土木部	交通安全課長	北本	治
	土木部	公園緑地課長	近江	善仁
	教育委員会事務局	学務課長	馬場	誠一
	教育委員会事務局	生涯学習課長	川地	雅文
	教育委員会事務局	スポーツ振興課長	岡安	喜久夫
	教育委員会事務局	中央図書館長	佐藤	正俊

施設使用料適正化に関する報告書

編集·発行

平成15(2003)年12月発行 豊島区施設使用料適正化プロジェクトチーム 事務局;豊島区政策経営部 財政課 〒170 - 8422 豊島区東池袋1 - 18 - 1 (03)3981 - 1111(代表)

(この印刷物は再生紙を使用しています。)